京大力、新輝点。

京都大学は2022年に創立125周年を迎えます
URL：125th.kyoto-u.ac.jp

［令和2事業年度］
令和2年4月1日～令和3年3月31日
京都大学アニュアルレポート 2021
発行：国立大学法人 京都大学 財務部
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
TEL：075-753-2111
FAX：075-753-2191
E-mail 820kanrika@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

WEB PDFでもご覧いただけます
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/annual-report

KYOTO UNIVERSITY ANNUAL REPORT 2021

# 京都大学 KYOTO UNIVERSITY アニュアル ANNUAL レポート REPORT 2021

## 京都大学 アニュアルレポート 2021の発行にあたって

平成16年4月の国立大学法人化以来、本学は「財務報告書 Financial Report」を毎年発行してきました。企業報告の実務では、企業と投資家のコーポレートガバナンス責任※1やスチュワードシップ責任※2を果たすための対話のあり方、その前提としての情報開示のあり方の拠り所となるような枠組みの一つとして国際統合報告評議会（IIRC）が提唱する「国際統合報告フレームワーク」が浸透しています。公的組織においても、平成29年9月に公表された「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を踏まえ、平成30年9月に「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」が設定されるなど、非財務情報を含む財務報告の活用が重視される傾向が高まっています。また、令和2年3月に策定された「国立大学法人ガバナンス・コード」により、「社会との連携・協働及び情報の公表」が求められ、情報の公表を通じて透明性を確保すべきとされるなど、国立大学法人においても、社会へ積極的にさまざまな情報を提供することがより一層求められています。

国立大学法人会計基準は企業会計原則に準拠していますが、利益の獲得を前提とせず、主たる業務内容が教育・研究であるなど、営利企業とは異なる大学の特性を考慮した修正が加えられた会計基準となっています。そのため、国立大学法人の財務状況を理解するためには、国立大学法人会計基準の解説、財務情報をより有用なものとするための非財務情報をあわせて伝えることも重要です。そこで本学では、「財務報告書 Financial Report 2017」（平成29年10月公表）より、「国際統合報告フレームワーク」を参考にし、決算情報のみならず、本学のガバナンス体制の紹介やガバナンスの強化・充実に向けた取り組み、持続的な価値創造に向けた取り組みを統合的に紹介するなど内容の充実に取り組んできました。また、本学運営上の重要課題の一つである「組織」対「組織」の産学連携を推進する上でも、本学への支援に際して、支援企業が自身のコーポレートガバナンス責任を果たすために必要とされる情報について、本学として積極的に開示していく必要があると考えています。

なお、今回より財務情報と非財務情報をあわせて開示する報告書である位置付けを明確にするため「京都大学 アニュアルレポート」に名称変更することとしました。

（※1）企業が、実効的なコーポレートガバナンス（株主、顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み）を実現する責任
（※2）機関投資家が、投資先やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な対話を通じて、投資先の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任

## 編集方針

前身も含めて今回で17回目の発行となる「京都大学 アニュアルレポート 2021」の編集にあたっては、(1) 本学を取り巻く環境や運営方針を整理して幅広い読者のみなさまに発信すること、(2) 支援者のみなさまに本学の特色ある活動を深く理解していただくこと、(3) 支援者のみなさまに中長期にわたる持続的な価値の向上を目指す本学の可能性を理解していただくこと、の3点を特に重視し、詳細情報へのリンクを付すなどにより本学の活動を分かりやすく発信することを心がけました。本誌のほか、国立大学法人法等による公表事項、京都大学概要（本学の基本データ）、環境報告書（環境に関する取り組み）などの各種発行物や、さまざまな対話の機会を通じて、支援者のみなさまに、本学の業務運営の姿勢や取り組みに対する理解を深めていただくとともに、持続的な価値の向上に向けた対話につなげていきます。

「京都大学 アニュアルレポート 2021」の報告対象期間：令和２事業年度（令和２年４月１日より令和３年３月31日まで）
大きな進捗のあった事項など、一部のコンテンツについては令和３年４月以降の情報も掲載。

京都大学 アニュアルレポート 2021
以下のウェブサイトでもご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/annual-report（過去に発行した報告書も掲載しています）



## CONTENTS 目次（構成）


3 京都大学の開示情報体系
4 京都大学の特色／基本データ
5 京都大学の歴史
～各キャンパスの成り立ちとともに～
7 総長メッセージ
～京都大学支援者のみなさまへ～
11 特集 コロナ禍に立ち向かう
～京都大学の取り組み～

Section 1 京都大学が目指すもの
14 京都大学の基本理念
15 京都大学の改革と将来構想
17 中期目標・中期計画・年度計画
18 大学評価にかかる制度

Section 2 持続可能な成長に向けて
23 環境への取り組み
25 ダイバーシティ＆インクルージョンの推進
27 支援者との連携の強化に向けた取り組み
29 京都大学の資金運用と京都大学基金
31 研究費等の適正使用について
32 公正な研究活動の推進に関する取り組みについて
33 ICTと情報セキュリティについて
34 京都大学のガバナンス体制について
35 プロボスト制について
36 監査機能について、外部監査・検査について
37 役員の状況

Section 3 令和2事業年度の活動実績
39 研究の質の向上に向けて
41 教育の質の向上に向けて
43 産官学連携の強化に向けて
45 医療サービスの向上に向けて
47 社会連携の推進に向けて
49 グローバル化の推進に向けて

Section 4 京都大学の会計情報
53 財務担当理事メッセージ
54 総事業費（受入額）の概況
55 令和２事業年度決算 財務ハイライト
57 財務諸表等の要約
62 国立大学法人会計の仕組み

# 京都大学の開示情報体系

京都大学公式ホームページは令和2年12月に全面リニューアルしました。本学に関する詳細な情報をお知りになりたい場合には、公式ホームページ掲載情報をあわせてご活用ください。

**京都大学アニュアルレポート**

- 京都大学の特色／基本データ
- 京都大学の歴史
- 総長メッセージ
- 特集
  コロナ禍に立ち向かう～京都大学の取り組み～
- 京都大学が目指すもの
- 持続可能な成長に向けて
- 令和２事業年度の活動実績
- 京都大学の会計情報

**京都大学公式ホームページ**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja

**京都大学について**
- ▶総長からのメッセージ
- ▶理念・沿革・運営・将来構想
- ▶大学評価
- ▶データ集（学生数・入学状況等）
  https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/data
- ▶役員等・組織・諸規程
- ▶広報活動
  京都大学概要
  https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ku-profile
- ▶法人としての取組
  新型コロナウイルス感染症への対応
  環境への取組（京都大学環境報告書）
  https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/environment
  障害者雇用促進への取組
  情報環境の整備
  監査
- ▶男女共同参画について
- ▶公表事項
  国立大学法人ガバナンス・コード
  資金運用について

**教育・学生支援**
- ▶教育の体制と内容
- ▶経済支援
- ▶カウンセリング・障害学生支援・就職
- ▶学生支援の窓口

**入試・高大連携**
- ▶京大の『学び』を知る
  大学案内冊子（知と自由への誘い）
  https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/about/admission
- ▶高大連携

**研究・産官学連携**
- ▶京都大学に寄附する
- ▶研究活動を知る
- ▶産官学連携
- ▶研究上の倫理・安全

**国際交流**
- ▶世界とつながる京都大学

**社会連携**
- ▶公開講座・講演会等
- ▶京大とのつながりを深める

**学部・大学院等**
- ▶医学部附属病院

**決算**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/disclosure/accounting



# 京都大学の特色／基本データ

## 京都大学の特色

京都大学は日本を代表する総合大学として 10 学部に加え充実した大学院や全国一を誇る研究所群を擁し、多数の海外拠点や学術交流協定等を通じて幅広い国際ネットワークを構築しています。また、教育・研究活動を支える日本有数の充実した環境のもと、「対話を根幹とする自学自習」によって創造の精神を涵養する世界最高水準の学びの場を提供しており、多くの卒業生が学術分野のみならず、産業界、官界などさまざまな分野で活躍しています。

本学の研究の多様性とユニークさは群を抜いており、これらの先端的研究を担う研究者たちが連携して、全学体制で初年次からの基礎・教養教育を行うのが京都大学の特色です。

CHECK! WEB 大学案内冊子「知と自由への誘い」は、ホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/about/admission

## 京都大学の基本データ

（令和3年5月1日現在）

**学生数**
学部学生 12,956名
大学院学生
［修士］4,956名　［博士］3,826名　［専門職学位］748名

**職員数**
全体 5,499名
教員 2,701名
事務職員・技術職員 等 2,798名

**国際交流**
外国人教職員 410名
外国人留学生 2,667名 109カ国・地域
大学間学術交流協定 201件 55カ国・地域

**組織**
学部・研究科等 10学部
18研究科
13附置研究所

**海外拠点** 66拠点（26カ国・地域）
**土地面積** 5,057万㎡（国内 + 国外）
**建物面積** 139万㎡

**受賞者数**
ノーベル賞受賞者 11名
- 吉野　彰　（2019年 化学賞）
- 本庶　佑　（2018年 生理学・医学賞）
- 赤﨑　勇　（2014年 物理学賞）
- 山中 伸弥　（2012年 生理学・医学賞）
- 小林　誠　（2008年 物理学賞）
- 益川 敏英　（2008年 物理学賞）
- 野依 良治　（2001年 化学賞）
- 利根川 進　（1987年 生理学・医学賞）
- 福井 謙一　（1981年 化学賞）
- 朝永 振一郎　（1965年 物理学賞）
- 湯川 秀樹　（1949年 物理学賞）

ラスカー賞受賞者 5名
- 森　和俊　（2014年）
- 山中 伸弥　（2009年）
- 増井 禎夫　（1998年）
- 西塚 泰美　（1989年）
- 利根川 進　（1987年）

フィールズ賞受賞者 2名
- 森　重文　（1990年）
- 廣中 平祐　（1970年）

ガウス賞受賞者 1名
- 伊藤　清　（2006年）

チャーン賞受賞者 1名
- 柏原 正樹　（2018年）

CHECK! WEB 詳細は京都大学概要2021をご覧ください。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ku-profile

# 京都大学の歴史

## 各キャンパスの成り立ちとともに

本学は、1897年の創設以来築いてきた自由の学風のもと、日本を代表する総合大学として質の高い高等教育と先端学術研究を推進し、国内外から高い評価を獲得してきました。今回は自由の学風とともに発展してきた本学の歴史を、各キャンパスの成り立ちとともに振り返ります。

吉田キャンパス航空写真（1930年頃）※

宇治分校構内（1956年頃）※

宇治キャンパス航空写真※

### 宇治キャンパス

1947年、木材研究所が現宇治キャンパスの地で研究活動を開始しており、新制大学発足を機に1950年京都大学宇治分校を開校しました。一般教養課程の一部を行っていましたが、1961年には吉田に統合され、宇治分校は廃止されました。同年には防災研究所等の一部が宇治キャンパスの利用を開始し、1966年から1969年にかけて五つの研究所（化学研究所、工学研究所、木材研究所、食糧科学研究所、防災研究所）等が移転してきました。その後いくつかの改組・再編を経て現在に至っています。

Aクラスター総合研究棟

桂キャンパス航空写真（2013年）

### 桂キャンパス

1980年代、吉田、宇治に続く新キャンパスの必要性が検討されはじめ、1999年、桂・御陵坂地区（京都市西京区）に新キャンパスを求めることが決定されました。その後土地取得・キャンパス整備が行なわれ、2003年から工学研究科が順次移転を開始し、現在では工学研究科の機能の大半が桂キャンパスに移転しています。

1897年 京都帝国大学 創設
1922年 創立25周年
1947年 創立50周年
1949年 新制京都大学 設置
1972年 創立75周年
1997年 創立100周年
2004年 国立大学法人化
2022年 創立125周年

1897年 理工科大学 開設
1899年 医科大学 開設
1906年 文科大学 開設
1914年 理工科大学が工科大学、理科大学に分かれる
1919年 分科大学を学部と改称 経済学部 設置
1923年 農学部 設置
1925年 時計台 竣工
1926年 化学研究所 設置
1939年 人文科学研究所 設置
1947年 京都大学に改称
1949年 第三高等学校を統合 分校（後の教養部）設置
1951年 防災研究所 設置
1953年 新制大学院（農学研究科、薬学研究科、工学研究科、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科）設置
1954年 分校を教養部に改称（学内措置による）
1955年 医学研究科 設置
1960年 薬学部 設置
1962年 経済研究所 設置
1963年 教養部 設置（文部省令による）
1967年 霊長類研究所 設置
1975年 医療技術短期大学部 設置
1991年 人間・環境学研究科 設置
1992年 総合人間学部 設置
1993年 教養部 廃止
1996年 エネルギー科学研究科 設置
1998年 アジア・アフリカ地域研究研究科 設置
1999年 生命科学研究科 設置
2002年 地球環境学舎・学堂 設置
2003年 桂キャンパス開学 時計台記念館 竣工 医学部保健学科 設置
2004年 生存圏研究所（旧木質科学研究所、旧宙空電波科学研究センター）設置 国立大学法人化
2006年 公共政策連携研究部・公共政策教育部 設置 経営管理研究部・経営管理教育部 設置
2007年 医療技術短期大学部の閉校
2010年 iPS細胞研究所 設置
2013年 総合生存学館 設置 国際高等教育院 設置
2016年 高等研究院 設置
2017年 東南アジア地域研究研究所（旧東南アジア研究所、旧地域研究統合情報センター）設置

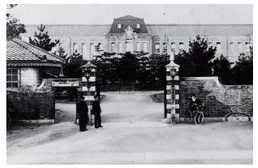

正門、理工科大学本館（1897年頃）※

正門、時計台（1925年）※

医科大学附属医院（1917年頃）※

農学部本館（1927年頃）※

### 吉田キャンパス

北部構内　本部・西部構内　医学部構内　薬学部構内　病院構内

1897年、第三高等学校跡地に日本で2番目の大学として京都帝国大学が創立されました。当時正門前には理工科大学本館があり、第三高等学校本館をそのまま使用していました。後に焼失し、1925年には時計台（現時計台記念館）が建てられました。1899年には医科大学（後の医学部）、並びに附属医院が開設されました。当初は医科大学のみ大阪に置く案が有力でしたが、京都側の誘致運動により、現在の位置に設置されることになりました。1923年には京都市からの寄附金などによって買収した田畑・宅地を用地として、農学部が設置されました。また、1958年には京都織物会社のあった土地を取得し、現在の薬学研究科本館などが建てられました。

第三高等学校正門（1897年頃）※

教養部A号館、教養部正門（1967年頃）※

### 吉田キャンパス

吉田南構内

旧制第三高等学校は1869年大阪に開講した舎密局（せいみきょく）を始まりとし、1889年京都（現在の本部構内の位置）に移転してきました。1897年に京都帝国大学設立のため、南隣である現在の吉田南構内の位置に移転しました。1949年新制京都大学発足とともに第三高等学校は本学の所轄となり、京都大学分校（後に教養部に改称）となりました。教養部は1992年に総合人間学部等に改組され、翌1993年に正式に廃止されました。

吉田キャンパス航空写真（2014年）

（※）京都大学大学文書館所蔵。写真の撮影年については推定のものも含まれます。

# 総長メッセージ

～京都大学支援者のみなさまへ～

## 「京都大学の原点に立ち返り、研究大学としてのあり方を問い直す」

総長 湊 長博

### はじめに

私は令和2年10月1日、第27代京都大学総長に就任いたしました。折しも新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会の混迷のただ中で、120年余の伝統をもつ本学の舵取りの重責を担うことになり、身の引き締まる思いです。

今日私達は、予想を超えるテンポで進行する地球の気候変動と大規模な自然災害や地球環境悪化、さまざまな国際的対立抗争の激化や格差の拡大、さらには昨今の新型コロナウイルスに代表される感染症の拡大など、地球上の人々の生命と健康を脅かす多くの困難な課題に直面しています。人は錯綜する困難な課題に直面し、方向を見失い判断に窮したとき、「そもそも自分は何がしたかったのか、どうありたかったのか」と初心に戻って考えると自ずと道筋が見えてくるものであり、社会が大きく変動し先行き不透明な時代を迎えつつある今、原点に返って大学運営に努める所存です。

本レポートは本学が令和2年度に取り組んだ主な業務の実績をとりまとめたものです。本学の持続可能な価値創造の取り組みの概要をご紹介できるよう工夫いたしました。支援者のみなさまにおかれましては、本レポートによって本学の活動状況をご理解いただき、引き続き本学へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 令和２年度を振り返って

令和2年度も、さまざまな取り組みを進めてきましたが、ここでは主に研究、教育、産官学連携活動において、新たに開始した組織を中心に概要をお示しします。

研究においては、まず令和2年4月に、医学部附属病院に「次世代医療・iPS細胞治療研究センター（Ki-CONNECT）」を設置しました。これはiPS細胞をはじめとする新しい医療技術や本病院が誇る統合医療データを医療・創薬の早期実用化につなげるための組織です。がんなどの難病や希少疾患における早期臨床試験のための専用病棟も完成し、8月には臨床試験が開始されました。また、同じく同年4月に文部科学省の認可と支援を受け、「がん免疫総合研究センター（CCII）」が正式に設置され、初代センター長にはノーベル生理学・医学賞受賞者の本庶佑高等研究院特別教授が就任しました。※1日本初の「がん免疫」研究の拠点として、国際的研究ネットワーク形成を目指し、すでに研究活動を開始しています。これら基礎医学から臨床応用まで一貫した拠点をベースに、我が国の革新的医療開発の先導的役割を担っていくことが期待されています。さらに指定国立大学法人構想のもとに、これまで世界各国に10か所のさまざまな研究分野でのOn-site Laboratoryを設置し活動してきましたが、令和2年12月にはシンガポールの物質工学研究所に新たに11番目となる「グリーン多孔性材料ラボラトリ」を設置しました。これらは、本学の研究における国際展開の最前線としての活動が期待されています。

教育面においては、新しい大学院プログラムが始動しました。文部科学省による卓越大学院プログラムでは、令和元年度に採択された「メディカルイノベーション大学院プログラム」が、いよいよ令和2年度より学生を募集し、7月より履修を開始しました。さらに令和2年度には「社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム」が新たに採択されました。複数専攻領域からなるプラットフォーム学の知識と高度かつ独創的な基盤技術に関する研究力を取得できる教育プログラムを提供し、世界を牽引するプラットフォーム構築者の育成を目指していきます。先行している「先

（※1）がん免疫総合研究センター（CCII）については、39ページでご紹介しています。

# 総長メッセージ

～京都大学支援者のみなさまへ～

端光・電子デバイス創成学プログラム」を含め、三つの卓越大学院プログラムが進むことになります。これらは、本学の理念である新領域開拓を目指す大学院教育の中核を成すものであり、将来の研究展開と人材養成のエンジンとなるでしょう。※2

産官学連携については、新たにオープンイノベーション（OI）機構を学内の産学連携特区と位置付け、大型共同研究の推進に取り組む教員への「定年制の例外適用」や「研究代表者に対するインセンティブ加算」等の規制緩和策を導入し、令和2年7月から運用を開始しました。民間等共同研究における間接経費（産官学連携推進経費）率の引き上げなど、機構運営の自立化と研究開発環境の向上に資する投資的財源の確保のための環境整備も進めています。※3令和2年度には、大学発ベンチャーの数も大幅な伸びを示しており、OI機構を中心とした産学連携活動の一層の推進が、本学の社会連携と財政基盤の強化に資することを大いに期待しています。

（※2）卓越大学院プログラムについては、41ページでご紹介しています。

（※3）共同研究における間接経費（産官学連携推進経費）の見直しについては、43ページでご紹介しています。

## 新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、本学も大きな影響を受けています。令和2年4月からの半年間は全面オンライン授業中心となり、学生と教員との直接的な対話がむずかしい状態となりました。令和2年10月からは対面授業を再開することができましたが、感染再拡大防止の観点から、ハイブリッド方式を導入してきました。令和3年度においては、附属病院の全面協力のもとで、教職員、学生を含む大学拠点ワクチン接種を精力的に進めています。

とくに懸念されたのが、学生の生活や活動への影響であり、令和2年度には第一次「緊急学生支援プラン」として、困窮する学生に対する緊急給付型奨学金の創設や授業料免除の大幅拡大を実施しました。本学では、意欲と能力のある学生が経済的理由で学びの機会を失うことがないよう「京都大学修学支援基金」を設置していますが、今回の「緊急学生支援プラン」遂行にあたってもこの基金を窓口として、教職員、卒業生をはじめ多くの方々から多大のご寄附をいただくことができました。まことにありがたく思っております。有為の学生達が、この困難な状況にあっても希望を失うことなく心身の健康を保ちながら学業を続けられるよう、引き続き最大限の努力を続けていく所存です。※4

（※4）新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについては、11～12ページでご紹介しています。

## 新しい知的な価値を創造する研究大学として

大学の使命は、知的インフラの創生とそれを担っていく人材育成を通じて公共の利益に資することにあります。本学は、「地球社会の調和ある共存に貢献する」ことを基本理念として120年余の教育と研究の歴史を刻んできました。本学には現在、10の学部と18の大学院研究科に加え、30を超える附置研究所や教育研究施設等があり、極めて多彩な領域で研究教育活動を展開しています。先行きの不透明な時代を迎えている今日、私達は変化する時代の要請に的確かつ機動的に対応していくために、この多様性を担保しつつ研究力を一層強化していく責任を負っています。

このような強い研究大学に求められる要件は3点に集約されます。私はこれを三つのFと言っています。第一は「Faculty（教員集団・人材）」、優秀で高い自覚をもつ教職員組織を作ること。第二は「Facility（施設や環境）」、研究者が存分に力を発揮できる研究施設・設備および環境を確保すること。そして第三に「Fund（資金）」、これらを担保するための安定した財政的基盤の確立です。

この三つのFの充実を図りながら、強い研究組織をつくり上げるとともに、世界から信頼され、評価される研究者を輩出し続けていくというミッションの遂行に当たっていく所存です。

平成29年に本学は、文部科学大臣より第一次指定国立大学法人の指定を受けました。この指定にあたり私達は、新たな知の創造・イノベーションの確立・未来社会への指針を示すため「自由で独創的な知の創造を支える柔軟な研究組織体制」、「次世代を担う若手研究者の育成と若い頭脳の国際循環」、「新しい人文・社会科学の創出と社会への積極的な発信」、「ボトムアップの議論に基づく実効的大学運営と財政基盤の強化」の四つの大きな目標を掲げ、その具体化に向けて、プロボスト制※5や戦略調整会議の導入をはじめとする、さまざまな施策を推進してきました。

（※5）「プロボスト制」については、35ページでご紹介しています。

令和3年度をもって、平成28年度から6年間の第3期中期目標・中期計画期間が終了します。来る第4期の中期目標・中期計画期間を視野に入れ、本年3月には、真に足腰の強い研究大学を目指し、組織のインフラの強化と改革を進めるための具体的施策として、「任期中の基本方針―世界に輝く研究大学を目指して―」を公表しました。※6これを着実に実行していくことにより、本学の教育と研究の誇るべき伝統を未来に向けて確実に発展させていく覚悟を新たにしています。

（※6）「任期中の基本方針―世界に輝く研究大学を目指して―」については、16ページでご紹介しています。

## 最後に

本学は来る令和4年に創立125周年を迎えます。創立125周年という記念すべき時を機に、「国際競争力強化」、「研究力強化」、「社会連携推進」を中心として記念事業を展開していく予定です。※7創立125周年に向けて、「京大力、新輝点。」というスローガンを制定しました。「京都大学からはつねに独創的で画期的な新しい何かが生まれる」という、125年の歴史の中で築き上げてきたレピュテーションを失わず、より強固なものとしていくために、125周年を大切に迎える準備を進めていきたいと考えています。

これまで本学は、独創性と多様性を尊ぶ開拓精神の学風のもと、多くの豊穣な果実を結んできましたが、未来に向けて美しい実を結び続けていくためには、同時に新しい苗木を植え、正しく育てていく必要があります。120年余にわたる本学の力強い歩みを確実に未来に繋ぎ、新たな知的価値の創出と豊かな人材の養成によって、社会に貢献する大学であり続けるために、全力を尽くしていく所存です。

（※7）創立125周年記念事業については、30ページでご紹介しています。

令和3年9月

**総長 湊 長博**

# 特集 コロナ禍に立ち向かう

## ～京都大学の取り組み～

昨年来、新型コロナウイルスのパンデミックのため、人々の社会活動が大きく制約されるという異常な事態が続きました。本学学生においても、キャンパスの中へ自由に足を踏み入れることもままならず、大半の授業をオンラインで受けざるを得ないという状態を強いられてきました。学生と教員の努力によって、新しい授業スタイルの可能性が開かれた反面、大学生活において最も重要な、学生と教員が同じ時間と空間を共有することによって交流し刺激し合う機会が失われていることは否めません。そのようなコロナ禍の中で、本学では直接的な予防対策に加えて、学生生活や教育研究活動の充実のためのさまざまな取り組みを行ってきました。

本特集では、その一部をピックアップしてご紹介します。

### オンライン授業／ハイブリッド型授業支援サイト「Teaching Online＠京大」

「オンラインでもできること、オンラインだからできること」をキーワードに、オンライン授業やハイブリッド型授業に関する情報を整理、紹介しています。

主なメニュー

オンライン授業ってどんなもの?

ハイブリッド型授業とは

学習をどう評価するか

学内講習会

コミュニケーションをどう取るか

学生に何を伝えるか

（本サイトに関するご質問などは、サイトを運用する高等教育研究開発推進センターまで）

### コロナウイルス対策に向けた研究

本学の最先端の研究資源を活用して、さまざまな角度からコロナウイルス対策に向けた研究を行っています。

### 附属病院での取り組み

令和２年３月にコロナユニットを開設し、新型コロナウイルス疑似症患者および陽性患者の診療を行っています。

詳細は46ページをご参照ください。

### 電子書籍の整備充実

遠隔教育・在宅学習の増加等を受けて、基礎的教養のための書籍や、教科書等の電子書籍の大幅増強を行いました。

### 緊急学生支援プラン

令和２年度には、家計急変やアルバイト収入の大幅な減少により、修学に支障をきたすおそれのあった学生に対し、「緊急学生支援プラン」を策定し、以下の取り組みを行いました。所要額は令和２年度だけで10億円規模となりましたが、政府補正予算や学内予算等の活用に加え、支援者の方々からの「緊急学生支援プラン」へのご寄附のおかげで、実施することができました。

- **緊急給付型奨学金**
  学資負担者等の収入減により修学に大きな支障をきたすおそれがあった学生に対し、一人あたり12万円を支給しました。
- **授業料免除の拡大**
  学資負担者等の収入減により本学の授業料免除基準に該当することとなった学生に対し、半額免除該当者を全額免除とするなど免除の拡大を実施しました。
- **オンライン授業実施のためのTA（ティーチング・アシスタント）・OA（オフィス・アシスタント）の雇用**
- **オンライン授業実施のための環境整備支援**
  オンライン授業を自宅等で受講するため、十分な通信環境にない学生に対し、希望する学生にモバイルルータ（Wi-Fiルータ）を無償で貸与しました。
- **授業料納付期限の延期、免除申請の追加受付**
  令和２年度前期授業料の納付期限を当初の５月末から８月20日に延期するとともに、当初４月上旬で締め切りとしていた授業料免除の申請を、新型コロナウイルス感染症の影響により授業料の納付が困難になった者を対象に５月25日まで追加受付しました。

### 学内講習会

「コロナ危機の中でも学び・教え続ける」ために、高等教育研究開発推進センターでは情報環境機構と連携しながら、さまざまな部局の教職員によるオンライン授業／ハイブリッド型授業の工夫や学生支援について学び合う機会を作っています。講習会は平均して週１回程度Zoomにより実施され、すべての講習会動画を資料とともに「Teaching Online＠京大」に掲載し、学内関係者で共有しています。

学内講習会の７つのシリーズ（令和３年６月時点）

- ハイブリッド型／オンライン授業に関する講習会・相談会
- 私のハイブリッド型／オンライン授業＠京大
- ミニディスカッションフォーラム「今、京大の学生に必要な支援・配慮を考える」
- こんなこともできる！オンライン授業
- TA 講習会「TA としてハイブリッド型／オンライン授業を支援する」
- ポストコロナの大学授業
- Teaching Online Workshop for Faculty & TA（英語）

### サテライトオフィスの開設

本学の全教職員がテレワークに使用可能なサテライトオフィスを、各キャンパスに開設しました。

### カウンセリングルームでの相談受付

新型コロナウイルスは、感染症対策がソーシャル・ディスタンスを必要とするゆえに、人の心理面に大きな影響を与えました。個人差はありますが、「自粛疲れ」や「コロナうつ」などと呼ばれる気分の低下状態を経験した学生は多いと思われます。

学生総合支援センターのカウンセリングルームでは、緊急事態宣言下、キャンパスに来ることのできない学生のために、いちはやく相談業務をほぼすべてオンライン（Zoom、電話等）に切り替え、ひとり下宿で自粛する学生や、実家に帰省したままの学生とつながり、相談支援を継続しました。これは今も、大学の対策レベルの変化に連動して、対面とオンラインを行き来しつつ継続中です。

また、学内講習会などでは、相談から見えてくるコロナ禍での不安や悩みを学生に代わって教職員にお伝えし、個別支援から学生全体の支援へつながるよう努めています。

# 京都大学が目指すもの


14 京都大学の基本理念
15 京都大学の改革と将来構想
17 中期目標・中期計画・年度計画
18 大学評価にかかる制度


Section 1





## 基本理念

学生の自主性を尊重した教育方針を採用したことで知られる本学の初代総長木下廣次は、本学創立後最初の入学宣誓式において、「大学学生に在りては自重自敬を旨とし以て自立独立を期せざるべからず」と述べ、大学人の持つべき自主性の意義を説いています。この自主性を重んじる精神は、本学が大切にする「自由の学風」として今日まで承継されてきました。

### 京都大学の基本理念

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

#### 研 究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

#### 教 育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

#### 社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

#### 運 営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

# 京都大学の改革と将来構想

## WINDOW構想
（平成27年）

WINDOW構想は、本学の基本理念等を踏まえ、向こう10年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画として、本学を社会や世界に開く窓として位置づけ、有能な学生や若い研究者の能力を高め、それぞれの活躍の場へと送り出す役割を大学全体の共通のミッションとして策定されました。世界や社会に通じた窓を開け風通しをよくし、野生的で賢い学生を育てることが本学の共通の夢であり、目標です。

### W　WILD AND WISE
未知の世界に挑戦できる実践の場として、学生への多様な教育研究環境を提供し、
野生的で賢い学生を育成します。

### I　INTERNATIONAL AND INNOVATIVE
対話を重視した教育研究環境を基盤とする研究の国際化を一層推進し、
イノベーションの創出を図ります。

### N　NATURAL AND NOBLE
自然に親しみ、広く深く学び、高い品格と高潔な態度を身に付けられるよう、全学の意識を高め、
魅力あるカリキュラムや快適な学びの環境および制度を作ります。

### D　DIVERSE AND DYNAMIC
多様な文化や考え方を常に受け入れ、自由に学べる精神的風土を培いながら、
悠久の歴史の中に自分を正しく位置づけて堂々と振る舞う心構えを涵養するとともに、
その躍動を保証しつつ静かで落ち着いた学問の場を提供します。

### O　ORIGINAL AND OPTIMISTIC
失敗や批判を恐れず、それを糧にして異なる考えを取り入れて目標達成に導くような
能力を涵養できる環境および制度を整え、分野を超えた多様な人材の協働による
新たな学術領域の創成など、未踏科学領域の開拓を目指し、それを支援します。

### W　WOMEN AND THE WORLD
男女共同参画推進アクション・プランに基づき環境・支援体制整備に加え、
休業から復帰後の子育て期に柔軟な働き方を選べる制度を構築します。
また、学生が希望をもってキャリアパスを描くことができる環境を整えます。

## 湊総長の任期中の基本方針―世界に輝く研究大学を目指して―
（令和3年）

WINDOW構想に加え、平成29年に指定を受けた指定国立大学法人構想等を踏まえ、湊総長が総長任期中に目指す基本方針「世界に輝く研究大学を目指して」が策定されました。魅力ある教育・研究環境の整備と自律的な運営を可能とする基盤を強化し、本学が誇る独創的な基礎研究を確実に推進することにより、世界に伍する研究大学を目指すという湊総長の考えを背景としたものです。特に以下三つのビジョンを重点課題として、これらに基づき今後着実に具体的な施策に取り組んでまいります。

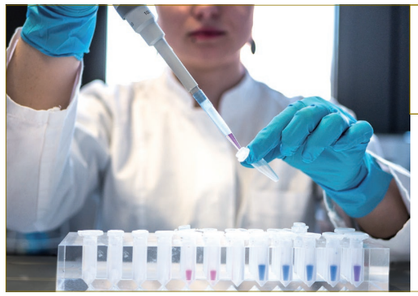

### VISION 1　教育・研究支援体制の再構築
- 学生の修学環境や教育内容・体制の改善
- 教員の教育・研究活動支援体制の整備
- 独創的な研究の推進

### VISION 2　人材多様性の確保
- 優秀な（留）学生や若手・女性・外国人研究者等の増員・育成
- 魅力ある教育・研究環境の整備
- 教職員の雇用・人事にかかる処遇改善

### VISION 3　財政基盤の強化
- 産官学連携活動、基金活動、同窓会活動の一層の推進
- 国際社会への情報発信力の強化
- 自律的な運営基盤形成

CHECK! WEB　任期中の基本方針―世界に輝く研究大学を目指して―はホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/president/kihon-houshin

# 中期目標・中期計画・年度計画

令和３年度は、第３期中期目標・中期計画（平成28 ～令和３年度）の最終年度となります。中期目標・中期計画の達成に向けて今後もより一層質の高い高等教育と先端的学術研究を推進するとともに、大学改革や将来構想の実現に向けたさまざまな課題に取り組んでいきます。

## 中期目標・中期計画・年度計画とは

「中期目標」とは、本学の基本理念や長期的な目標を実現するための手段の一つとして、当面の６年間において本学が達成すべき業務運営に関する目標であり、本学の意見に基づき文部科学大臣が定めます。本学では、全55目標が定められています。

その中期目標を達成するための具体的な計画が「中期計画」であり、本学が作成して文部科学大臣の認可を受けます。中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもあり、本学では全85計画を定めています。

さらにその中期計画に基づく年度ごとの業務運営に関する計画が「年度計画」であり、本学が定め文部科学大臣に提出します。６年間の中期計画を年度ごとにどのように遂行していくかを定める工程でもあります。

各年度終了時、４年目終了時および６年間の中期目標期間終了時には、文部科学省の国立大学法人評価委員会により評価が行われ、社会に公表されます。

CHECK! WEB **本学の中期目標・中期計画および年度計画はホームページでご覧いただけます。**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/houjin（中期目標・中期計画・年度計画）

## 中期目標・中期計画の位置づけと本学の基本理念や将来構想等との関わり

本学では、「京都大学の基本理念」を実現するために、第３期中期目標・中期計画期間では特に、向こう10年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画を示したWINDOW構想等を踏まえつつ、経営協議会※や教育研究評議会※の審議等を通じて学内外の意見を聴きながら中期目標・中期計画を策定しました。この中期目標・中期計画は社会と本学の間の「公的な約束」であり、この約束を果たすべく計画を確実に実行し目標を達成する決意です。なお、第３期中期目標・中期計画は、平成29年度に指定国立大学法人に指定されたことを踏まえ、中期目標・中期計画を一部変更するとともに、以下の６計画を新規設定しました（平成30年３月認可）。

- Kyoto iUP（Kyoto University International Undergraduate Program）の推進
- GST（Graduate Student Training）センター（仮称）の設置
- Top５％ジャーナル掲載数800篇、人文・社会科学研究の国際化
- 研究成果等活用事業会社の設置
- 国際アドミッション支援オフィス（IAAO）の設置
- On-site Laboratoryの設置

（※）経営協議会及び教育研究評議会については、34ページを参照ください。

## 目標達成に向けた学内における取り組み

本学では、中期目標・中期計画の実施に当たって、その趣旨や想定している取り組み事項等が各担当部署および関係部局に正確に伝わることを目的として、学内向けに「第３期中期目標・中期計画実施細目版」を作成しています。

この実施細目版には、中期計画ごとに趣旨、具体的な取り組み事項や作業工程等を明示しており、以下の取り組みなどに活用しています。本部および部局でのこれらの取り組みに基づく実績の積み重ねが、中期目標・中期計画の達成に繋がっています。

このほか、本学構成員が日々の活動の中で、大学の理念や進むべき方向、中期ビジョンを理解し、目標に向け能力を最大限に発揮できるよう、「京都大学中期目標・中期計画ハンドブック」を作成し、本学構成員に共有を図っています。

- 各計画における本部および部局それぞれの役割を明確化し、全学として計画の達成に向けた取り組みの推進
- 学内における中期計画の進捗管理や達成度の検証
- 「Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（自己点検・評価）・Action（改善）」サイクルを意識した、次年度計画の策定

# 大学評価にかかる制度

本学は、①自己点検・評価（大学自ら点検および評価を行い、その結果を公表するもの）、②国立大学法人評価（中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価）、③機関別認証評価（認証評価機関による評価）を通じて教育・研究・業務運営等の質の向上を図っています。これら大学評価にかかる三つの制度と本学の取り組みについて紹介します。

| 自己点検・評価 | 法人評価 | | | 機関別認証評価 |
|---|---|---|---|---|
| | 年度評価 | 4年目終了時評価 | 中期目標期間評価 | |
| 大学が、その教育研究水準の向上のために、自ら行う点検・評価 | 当該事業年度における業務の実績（中期計画の実施状況）にかかる評価 | 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実績にかかる評価 | 中期目標期間における業務の実績にかかる評価 | 教育研究等の総合的な状況について、7年以内に1回受審する評価 |
| 学校教育法第109条第1項 | 国立大学法人法第31条の2 | | | 学校教育法第109条第2項 |

## 自己点検・評価による内部質保証システムの仕組み

本学は、学校教育法第109条第１項に基づき、教育、研究、社会連携や組織運営について自ら点検および評価を行い、その結果を公表しています。大学における有効な自己点検・評価は第三者評価制度が有効に機能する前提条件であり、恒常的な質保証に欠かせないものです。

また、本学の教育・研究・業務運営等の質の向上を図るため、自己点検・評価の結果を活用して、自己改善に繋げるためのシステム（内部質保証システム）を機能させています。本学においては、既に確立している内部質保証システムをさらに機能させるため、ステークホルダーから国内外を問わず幅広く意見を聴取することで、自らが置かれている客観的な状況を把握し、情報をIR※推進組織が集約・把握・分析のうえ、その結果を大学運営に活用しています。

他方、具体的な期待やニーズ等を聴取するためには、まず本学の活動をご理解いただく必要があります。さまざまな媒体を通じて適時の情報開示を推進するとともに、一年間における本学の活動や改革に対する取り組みを纏めてご紹介する「京都大学 アニュアルレポート」が、みなさまとの対話のための有効なツールとなるよう、支援者の目線に立ち、内容の充実に努めています。

CHECK! WEB 本学の自己点検・評価の基本方針、自己点検・評価報告書はホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/self

## 本学における教育・研究・業務運営等にかかる内部質保証システム・全体の流れ

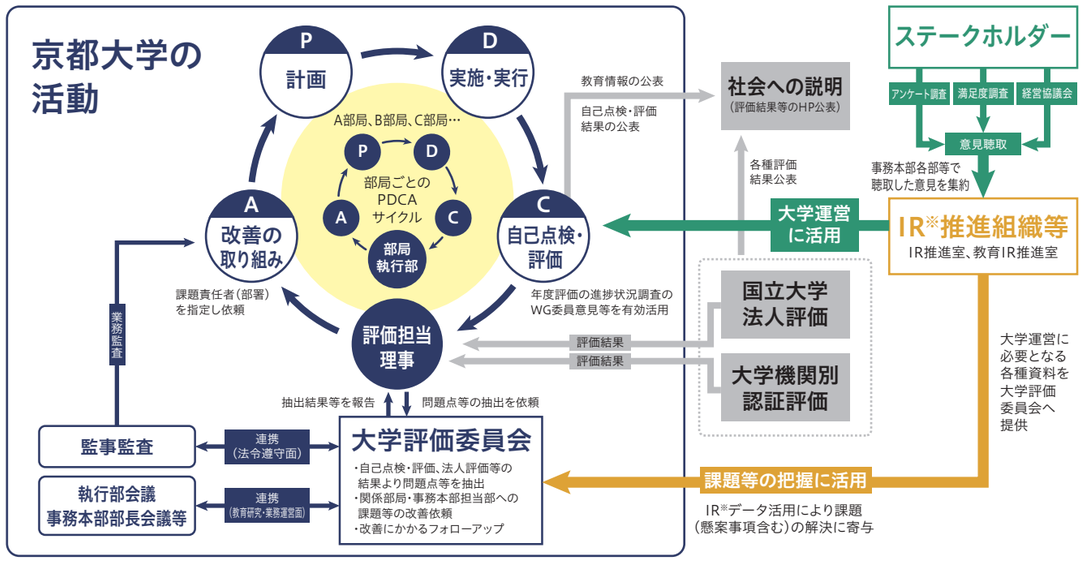


【計画（P）】　期間を定め、組織として策定した全ての目標・計画（プロジェクト等の計画含む）のほか、認証評価の評価基準など大学として具備すべき基準等を指す。
【実施・実行（D）】　期間を定め、組織として策定した全ての目標・計画に基づく実際の取り組みや、大学として具備すべき基準等を満たすために必要となる実際の取り組みを指す。
【自己点検・評価（C）】　学校教育法に基づく自己点検・評価のほか、目標・計画の各評価における自己点検・評価や事業等の報告書とりまとめの際に行う検証を指す。
【改善の取り組み（A）】　自己点検・評価の結果から導き出された問題点・課題等に対する現状分析・改善方策等の検討・策定のほか、それらに基づく改善の実施を指す。
（※）IR（Institutional Research）：大学の活動についてのデータの収集・分析、意思決定を支援するための調査

# 大学評価にかかる制度

## 中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価（国立大学法人評価）の仕組み

中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価は、本学が実施する自己点検・評価に基づき、次のとおり実施されます。

各年度の評価に関して、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）は、「業務運営・財務内容等の状況」について「中期計画の達成に向けて、各年度の業務が順調に進捗しているかどうか」という観点から、年度計画の記載事項ごとに、自己点検・評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証を行います。

また、4年目終了時評価（対象：平成28～令和元年度）および中期目標期間評価（対象：平成28～令和3年度）では、「業務運営・財務内容等の状況」に関して、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証されます。これに加え、「教育研究等の質の向上」にかかる中期目標の達成状況について、法人評価委員会から要請された独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が評価を実施します。法人評価委員会は、機構の評価結果を尊重することとされています。

本学では、これらの評価に必要な実績報告書の作成にあたり、全学委員会である大学評価委員会を中心に全学的な自己点検・評価を実施し、経営協議会、教育研究評議会および役員会における審議・機関決定を経て、法人評価委員会および機構に実績報告書等を提出します。

法人評価委員会および機構は、実績報告書やヒアリング等に基づき評価結果案を作成し、本学に対する意見申し立ての手続を経て評価結果を決定します。評価結果において課題を指摘された場合、本学では総長および各理事が速やかに課題を共有し、改善に向けて対応しています。

なお、法人評価委員会による評価結果は本学における次期中期目標・中期計画の策定や、政府による運営費交付金予算の資源配分に反映されます。

CHECK! WEB 本学の実績報告書および法人評価委員会による評価結果はホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/houjin

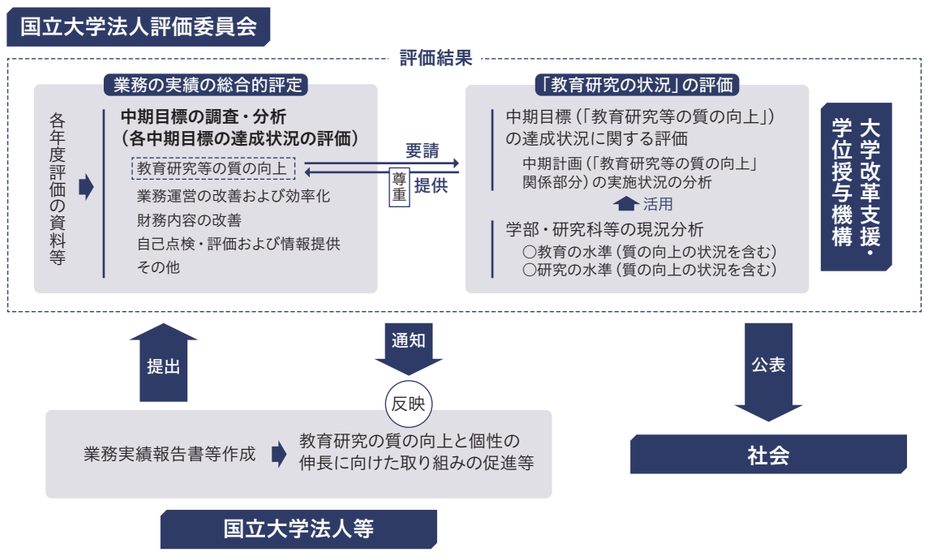


## 4年目終了時評価および中期目標期間評価の評定と判断基準について

- 各計画の進捗状況は4段階で評価されます（Ⅳ「中期計画を上回って実施している」、Ⅲ「中期計画を十分に実施している」、Ⅱ「中期計画を十分には実施していない」、Ⅰ「中期計画を実施していない」）。さらに、各計画の進捗状況等に基づき、中期目標の達成状況の総合的な評価が行われます。
- 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、他法人と相対比較するものではありません。
- 本学を含む指定国立大学法人は、指定国立大学法人としての進捗を年度ごとに評価されます。

## 認証評価機関による評価の仕組み

国公私立のすべての大学は、学校教育法第109条第2項に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価を受けなければなりません。この認証評価制度は、各大学の状況が大学設置基準等の法令に適合していることの確認、各大学の自主的・自律的な質保証や向上の取り組みの支援、各大学の特色ある教育研究の進展の支援が主な目的です。また、認証評価機関による評価結果の公表を通じて、各大学が社会による評価を受け、評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促し、大学の教育研究水準の向上に資することが期待されています。

認証評価には2種類があります。一つは「大学機関別認証評価」であり、大学の理念・目標に照らし、その教育研究、組織運営および施設設備の総合的な状況（大学全体の組織体としての状況）について7年以内ごとに評価を受審する必要があります。

もう一つは、「専門職大学院にかかる専門分野別認証評価」であり、専門職大学院の設置の目的に照らし、専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、大学機関別認証評価とは別に、5年以内ごとに評価を受審する必要があります。本学では法学研究科法曹養成専攻、公共政策教育部公共政策専攻、経営管理教育部経営管理専攻、医学研究科社会健康医学系専攻の四つの専門職大学院が受審しています。

認証評価は、大学からの求めにより、認証評価機関自らが定める大学評価基準に従って実施され、大学は複数の認証評価機関の中から受審先を選択することが可能な多元的な評価制度となっています。

CHECK! WEB **大学機関別認証評価および専門職大学院にかかる専門分野別認証評価の評価結果はホームページでご覧いただけます。**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/evaluation/estimate

## 「自己点検・評価」、「中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価」、「認証評価機関による評価」の関係

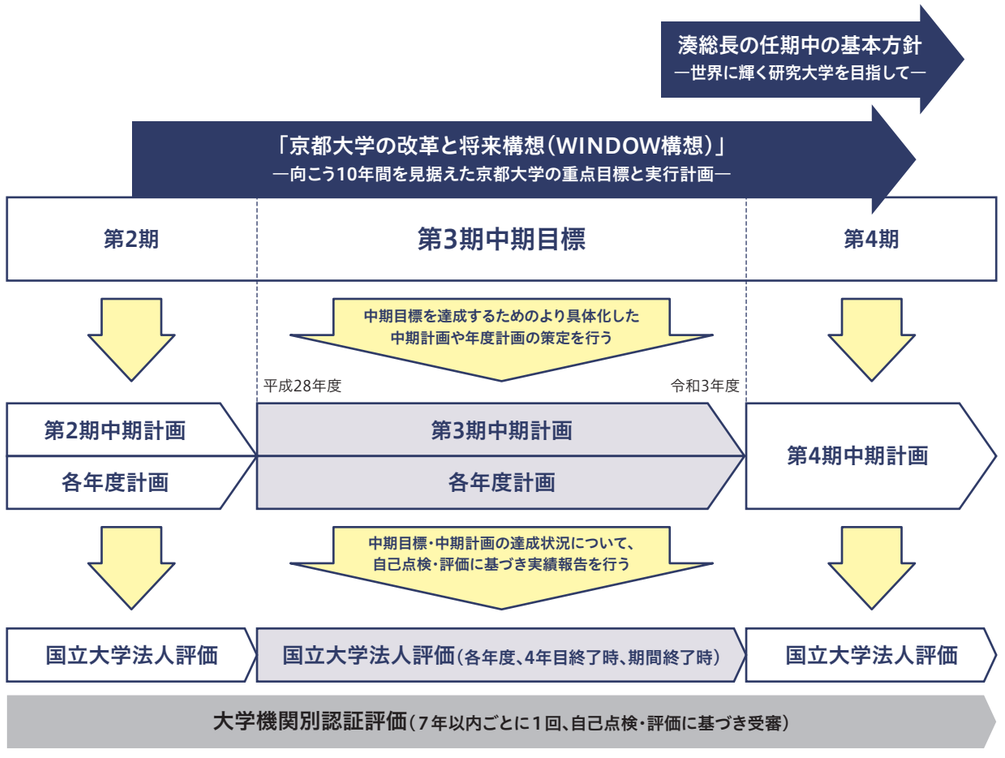

# 持続可能な成長に向けて


23 環境への取り組み

25 ダイバーシティ&インクルージョンの推進

27 支援者との連携の強化に向けた取り組み

29 京都大学の資金運用と京都大学基金

31 研究費等の適正使用について

32 公正な研究活動の推進に関する取り組みについて

33 ICTと情報セキュリティについて

34 京都大学のガバナンス体制について

35 プロボスト制について

36 監査機能について、外部監査・検査について

37 役員の状況


Section 2

# 環境への取り組み

Environment

## 京都大学環境憲章と京都大学環境計画

本学では、平成14年に「京都大学環境憲章」を制定し、基本理念と基本方針を定めました。基本理念において「人類にとって地球環境保全が最重要課題の一つであると認識し、大学活動のすべてにおいて環境に配慮し、大学の社会的責務として環境負荷の低減と環境汚染の防止に努める」と定め、環境に配慮した運営を行うことを宣言しています。また、基本方針では「すべての構成員の協力のもと、継続性のある環境マネジメントシステムを確立する」という基本的な方向性を打ち出し、構成員が一体となり環境配慮活動に取り組んでいます。

「京都大学環境憲章」を踏まえ、平成20年に策定した「京都大学環境計画」では、環境影響が大きい「温室効果ガス」「廃棄物」「化学物質」に加え、「環境負荷に関するデータの収集」と「環境安全教育」を本学の環境配慮活動における優先的な課題として「五つの柱」を掲げています。特に、エネルギー消費量、$CO_2$排出量については、「単位床面積あたりそれぞれ前年度比2%（施設、設備改善などのハード対策により1%、構成員の啓発活動などのソフト対策により1%）を毎年削減する」という数値目標を設定しています。

また毎年、「五つの柱」ごとに環境配慮活動計画を立て、前年度の実績をまとめて検証するとともに、当年度の活動計画を立てることで、環境配慮活動の継続的な改善を目指しています。

京都大学サステイナブルキャンパス推進キャラクター「エコッキー」

**京都大学環境計画では、環境配慮活動における優先的な課題を「五つの柱」として掲げ、その達成を目指しています。**

| 五つの柱 | |
|---|---|
| 1 様々な環境負荷に関する情報を継続的に把握・検証 | • データ収集・検証システムの確立<br>• 収集データの信頼性向上<br>• 実務レベルでのデータ取り扱い手順書整備・講習実施 |
| 2 エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減 | • “省エネルギー推進方針” に基づく、エネルギー消費量と、二酸化炭素排出量を削減<br>• “研究室における環境配慮行動” に基づき省エネルギー対策を推進<br>• 実験室、共通スペース等におけるエネルギー消費の状況把握と省エネルギー対策の検討を推進 |
| 3 廃棄物による環境負荷の低減 | • 廃棄物削減に関する中期計画の検討を推進<br>• 一般廃棄物の分別計画の検討を推進<br>• 再生可能資源由来廃棄物の最終処分の回避・再生を推進<br>• 枯渇性資源由来廃棄物の発生抑制策を実施 |
| 4 化学物質の安全・適正管理の推進 | • 化学物質管理システム（KUCRS）の維持向上と100%登録を推進<br>• 化学物質による環境負荷低減計画の検討を推進 |
| 5 全構成員に対する環境安全教育の推進 | • 環境安全教育のカリキュラム化を推進<br>• 教職員向けのコミュニケーション体制を構築 |

CHECK! WEB 京都大学環境計画および本学の環境活動については、ホームページでも紹介しています。
https://www.esho.kyoto-u.ac.jp/?p=24

## 環境マネジメント体制

### 環境安全保健機構

本学は、平成16年4月の国立大学法人化にともない、それまでの人事院規則に代わり、労働安全衛生法の適用を受けることになりました。

環境安全保健機構はこのような外的状況の変化に対応するため、学生並びに教職員の安全の確保、また学内のみならずそれを取り巻く地域社会の環境の保全を担う全学組織として平成17年4月に設置されました。設置から16年が経過した現在、機構には環境管理部門、安全管理部門、放射線管理部門、健康管理部門、低温物質管理部門の五つの部門が配置され、環境と健康に配慮した、安全で安心な教育、研究、医療の場を維持するため、多岐にわたる日常業務にあたっています。

環境安全保健機構関連体制図

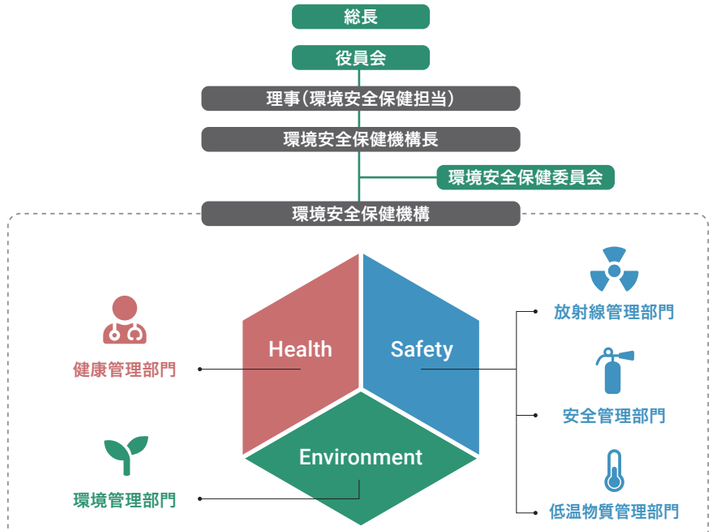


### 法令遵守対応

環境安全保健機構では、大学で教育・研究活動を実施するうえで、法令もしくは学内規程等で定められた届出、講習、登録等の一覧を作成し、全学に周知するとともに、法改正もしくは学内規程改正などに応じて全学向けの説明会を開催するなど、法令遵守対応を行っています。

また、具体的な手続き方法やマニュアルを公開し、環境安全衛生業務に関わる事務担当者への情報提供に努めています。

## 環境報告書について

本学は、平成17年4月1日に施行された「環境配慮促進法」に基づき、特定事業者として毎年、環境報告書を発行しています。

編集にあたっては、環境報告ガイドライン（平成24年版）に則ることを基本にしながら、単に前年度結果を示すだけではなく、トップのコミットメントを明確に伝え、詳細な環境負荷データを発信することを心掛けています。また、学内で行われているさまざまな取り組みの紹介や、現状の課題に今後どのように向き合うのかといった視点も取り入れ、丁寧に説明することに努めています。

令和2年9月に発行した環境報告書2020は、環境省と地球・人間環境フォーラムが主催する第24回環境コミュニケーション大賞の環境報告部門において、優良賞（第24回環境コミュニケーション大賞審査委員長賞）を受賞しました。

本学のホームページには、これまでに発行した環境報告書も掲載していますので、是非ご覧ください。

CHECK! WEB 環境報告書については、ホームページでも紹介しています。
https://www.esho.kyoto-u.ac.jp/?page_id=5671

上／受賞ロゴマーク
右／京都大学環境報告書2020

# ダイバーシティ&インクルージョンの推進

Diversity & Inclusion

## 男女共同参画の推進に向けた取り組み

### 京都大学男女共同参画推進アクション・プランに基づく取り組み

本学では、男女共同参画事業を推進していくための事業実施部門として、男女共同参画推進本部に、男女共同参画推進センターを設置しています。本センターは、五つのワーキンググループにより各支援事業（広報・相談・社会連携、育児・介護支援、病児保育、就労支援、教育支援）に取り組んでいます。

また、京都大学男女共同参画推進アクション・プランを定め、平成27年度から令和2年度までの6年間は、基盤整備の拡充を進めるとともに、「女性リーダーの育成」、「家庭生活との両立支援」、「次世代育成支援」という三つの重点目標を設定し、本学における男女共同参画の一層の深化を進めてきました。さらに、令和3年度はより実効的、かつ総長のリーダーシップを発揮した次期アクション・プラン策定のための期間として、このアクション・プランを1年間延長することとしています。

三つの重点目標の一つ「家庭生活との両立支援」の具体的な取り組みとして、本センター内に設置した保育園入園待機乳児保育室での乳児の預かり、おむかえ保育、ベビーシッター利用育児支援のほか、附属病院に病児保育室「こもも」を設けています。

令和2年度も例年どおり4月から保育園入園待機乳児保育室を開室し、利用希望者全てを受け入れました。ベビーシッター利用育児支援も年度当初から実施し、加えて新型コロナウイルス感染症のために子どもの通う小学校や保育園などが休校・休園となった場合には、ベビーシッター利用育児支援割引券の使用上限枚数を引き上げる特例措置を実施しました。

男女共同参画推進センターの組織・実施体制
五つのワーキンググループ

CHECK! WEB **男女共同参画推進センターの活動については、ホームページでも紹介しています。**
https://www.cwr.kyoto-u.ac.jp/

### 研究・実験補助者雇用制度

本学では、育児または介護のために十分な研究時間の確保が難しい研究者に対し、研究や実験業務を補助する者の雇用経費を助成する制度として、平成18年度から「研究・実験補助者雇用制度」を設けています。

対象者は女性に限らず、男性研究者も含まれています。また、研究分野の文系・理系を問わず、本学の研究者・教員であれば利用することができ、年2回の利用者募集の際には、毎回学内の多くの研究者から応募があります。

今後もアンケートなどに示される利用者の意見を広く聞きながら、利用しやすい制度への改善を図っていきます。

## 国籍や言葉の壁も超えたインクルーシブな社会に向けて

### 外国人研究者や留学生を対象にした賃貸物件を探す際のサポート

本学は、外国人研究者と留学生向け宿泊施設として国際交流会館を運営しています。しかしながら、居室数や入居期間に限りがあり、多くの方は国際交流会館以外の住居を自ら探す必要があります。

本学に在籍する外国人研究者や留学生が入居可能な宿舎の拡充を推進するため、令和元年度より住宅相談説明会を開催しています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により対面での開催ではなく、英語で作成した動画や、日本語母語話者でない方にも分かりやすい日本語で作成した動画により、賃貸物件を契約するまでの手順や不動産用語の解説、さらに外国語対応が可能な不動産業者等を紹介しています。入居後や退去時の注意点も併せてお知らせすることにより、安心して生活ができるようサポートを行っています。

令和元年度 住宅相談説明会の様子

国際交流サービスオフィスのホームページに
掲載の動画「外国人のためのすまいさがし」

CHECK! WEB **京都大学国際交流サービスオフィスの活動については、ホームページでも紹介しています。**
https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/top/ja

## 障害学生支援／障害者雇用の促進に向けた取り組み

### 障害学生支援について

本学では、学生総合支援センターの障害学生支援ルームを専門部署として設置し、障害学生の受入や修学支援（教育上の合理的配慮）を行っています。経験豊富な専任のコーディネーターを配置し、所属学部・研究科等や学内外の関連機関等と連携しながら、学修・研究上の必要に応じた支援を実施しています。支援の内容は、学生サポーターによる情報保障やテキストデータ化、移動介助等があり、また必要となる物品の貸し出し、施設・設備の整備等を行っています。

また、卒業後の社会移行も視野に入れ、就労支援セミナーや、障害者雇用に積極的な民間企業等との相談会（「DEARセッション」）やインターンシップも開催しています。令和2年度は、オンラインも活用して開催しました。

さらに、障害のある高校生を対象にオープンキャンパスも実施しています。個別相談、在学生である先輩との交流、保護者や学校関係者対象のセミナー等も開催しています。令和2年度は、オンラインやオンデマンド配信を組み合わせて実施しました。

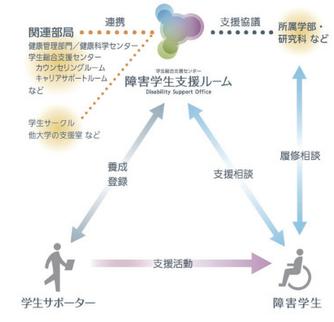


障害学生支援ルームの支援体制

CHECK! WEB **学生総合支援センター障害学生支援ルームの活動については、ホームページでも紹介しています。**
https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/support/

### 障害者雇用の促進について

本学では、WINDOW構想におけるダイバーシティ推進のもと、障害者雇用促進の一環として平成30年4月に「京都大学業務支援室」を設置しました。「障害のある人の“働きたい”を創造する」を理念に掲げ、障害特性に応じた各室員の強みを活かしつつ、全学教職員からのさまざまな依頼に対応しています。

業務内容としては、附属図書館、附属病院、障害学生支援ルーム等での年間のルーチン業務と、事務本部や各研究科から依頼のある封入作業、研修・会議資料作成やアンケート入力等、短期対応のスポット業務があります。このほか、全学教職員の名刺作成業務も担当しています。

また、本支援室は障害者雇用の相談窓口として、各部局で働く障害者や採用部局へ必要な情報の提供や助言等を行うなど、就労定着支援も実施しています。

さらに、室員の業務スキル向上と自立支援を目的とした自己啓発研修や特別支援学校からの実習受入も積極的に行っています。

障害者雇用の促進を含む、不平等や格差解消に向けた本学の取り組みは、SDGsの枠組みを用いて大学の社会貢献力を可視化したTHEインパクトランキング2021のSDG10（人や国の不平等をなくそう）において高く評価されています。今後も業務支援室を中心として、障害者が生き生きと働く場の拡大に努めていきます。

京都大学業務支援室員

封入作業の様子

CHECK! WEB **京都大学業務支援室の活動については、ホームページでも紹介しています。**
http://gyoumu-shien.adm.kyoto-u.ac.jp/

# 支援者との連携の強化に向けた取り組み

Communication

## ホームカミングデイのオンライン化

京都大学ホームカミングデイは、本学に関わる全ての方との交流を目的としたイベントで、卒業生の方にはなつかしい同窓生や恩師との交流を深めていただき、一般の方には本学についてより知っていただく機会として、年に一度開催しています。

第15回京都大学ホームカミングデイは、「絆（きずな）」をテーマとしてオンラインにて開催しました。

オンデマンド配信による動画を中心としたコンテンツでは、湊長博総長（京都大学同窓会長）の挨拶をはじめ、出口治明立命館アジア太平洋大学学長（法学部・昭和47年卒）による「コロナ時代の絆（きずな）」と題した講演を配信し、360度動画による「想い出の京都大学キャンパスを巡る」では、構内を巡る10本の見学コースを紹介するとともに、それぞれのコースにキーワードを配し、キーワードラリーの企画も行いました。

また、重要文化財「清風荘」バーチャル見学では、一般公開されていない清風荘の屋内や広大な庭を360度動画撮影し、京都大学応援団による迫力のある演舞演奏の動画を通じてエールを送る企画や、学生が制作した京都大学学園祭「11月祭」の動画では、現在の大学や学生の様子を紹介しました。メッセージツリー「くすのきの下で」では、同窓生、在学生、教職員から投稿のあったメッセージを公開し、コロナ禍においてメッセージを通じて励まし合うことができました。

オンライン開催による遠方からの参加もあり、開催期間中は、同窓生（卒業生・修了生・元教職員）、教職員、学生、一般の方など約4,000名のご参加があり、盛況のうちに終了しました。

**ホームカミングデイ**

京都大学に関わる全ての方々との交流イベント。講演や施設見学などが催され、在学生や卒業生、一般の方もご参加いただけます。

CLICK!

無料　年1回

## 人社未来形発信ユニットによる情報発信

人社未来形発信ユニットでは、本学指定国立大学法人構想「人文・社会科学の未来形発信」のミッションに基づき、「提案する人文・社会科学」というスローガンを掲げ、本学の人文・社会科学の成果を、社会に広く開くための活動を行っています。

このような背景のもと、今般のコロナパンデミックに関する人文・社会科学からの提案を行う特別企画の一つ、「オンライン講義“立ち止まって、考える”」を令和2年4月からスタートさせました。

本講義シリーズのシーズン1は令和2年7月から8月、シーズン2は令和3年2月から3月の毎週土曜・日曜に実施し、コロナパンデミックに直接間接に関連する内容の講義を通じて、アフターコロナの社会を見据え、広く、深く考えるための視座および新たな時代を生きるためのヒントとなる「座標軸」を社会に提供しました。

シーズン1および2では、約10名の本学の人文・社会科学分野の教員が、チャットを通じた質疑応答を含む1時間程度のオンライン講義を行い、YouTubeライブ等を通じてリアルタイム・無料で配信されました。

講義の動画はYouTube上にアーカイブされ、ライブ配信後もいつでもご覧いただけます。

CHECK! WEB 人社未来形発信ユニットの活動については、ホームページでも紹介しています。
https://ukihss.cpier.kyoto-u.ac.jp/

## 寄附のご支援

柳井正（株）ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長からご支援の申し出があり、本庶佑医学研究科附属がん免疫総合研究センター長並びに山中伸弥iPS細胞研究所長・京都大学iPS細胞研究財団理事長が進める研究活動に対し、総額100億円の寄附について令和2年4月22日および6月17日に合意しました。

本庶センター長に対する寄附は、令和2年4月設置の医学研究科附属がん免疫総合研究センターにおいて、本庶センター長が進める「PD-1 阻害がん免疫療法」を推進するとともに、次世代を担うがん免疫療法の研究者を育成することを目的とし、山中所長・理事長に対する寄附は、iPS細胞研究所における「新型コロナウイルス研究プロジェクト」およびiPS細胞研究財団による「my iPS 細胞プロジェクト」に活用することを目的としたものです。

このような多大なるご支援は、本学の教育研究活動・社会貢献に大きく寄与するものであり、本学の運営および経営に特に顕著な貢献があったと認め、柳井氏に名誉フェローの称号を授与しました（本学第5号）。

会見の様子（左から、本庶センター長、柳井 代表取締役会長兼社長、山中所長・理事長（役職は会見当時））

名誉フェロー贈呈の様子（左から、山極総長、柳井代表取締役会長兼社長（役職は贈呈当時））

# 京都大学の資金運用と京都大学基金

Fund Management and Kyoto University Fund

## 資金運用体制の充実

本学の教育研究の発展のためには、中長期的な財政基盤の強化を図ることが重要であり、資金運用においても将来にわたって本学の財産の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標としています。

平成29年4月、国立大学法人の資産の有効活用により財務基盤の強化を図る趣旨で、国立大学法人法が一部改正されました。

この改正により、通常、国立大学法人における資産の有効活用における業務上の余裕金の運用については、元本保証のある金融商品に限定されていますが、指定国立大学法人の指定を受け認定基準※を満たす本学は、余裕金のうち公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を原資とする運用について、より収益性の高い金融商品に拡大することが可能となりました。

本学では適正な資金運用を実施するため、資金運用方針等の作成を検討する「資金運用専門委員会」、および学外の有識者を委員に含み、資金運用方針等の了承や運用実績のモニタリングを実施する「資金運用管理委員会」を設置しています。両委員会は互いに独立し、資金運用管理委員会が資金運用専門委員会を監視する体制となっています。また、両委員会を構成する委員の実務経験に基づく専門性の高い知見をもとに、より収益性の高い資金運用を目指しつつも、可能な限りリスクは最小限に抑えた運用を行うこととしています。

この考えに従い、本学では資金運用専門委員会において収益性の高い金融商品における運用方針等について検討を重ね、平成30年10月から金銭の信託による運用を開始しています。

また、従来の元本保証のある金融商品による短期および長期の運用においても引き続き効率的な資金の管理・運用を実施しています。

(※) 認定基準（国立大学法人法第三十四条の三より抜粋）
次のいずれにも適合していること
①運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めている
②運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有する

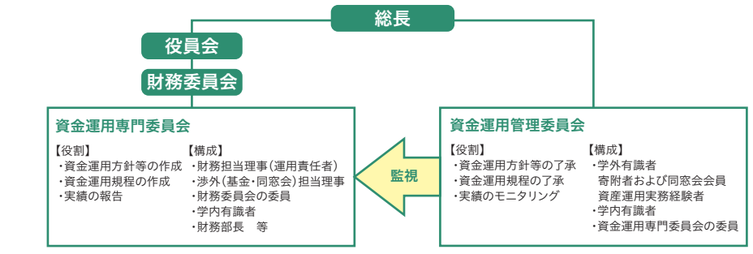


## 京都大学基金とは

京都大学基金は、寄附金を大学運営の貴重な原資とすべく幅広く募集を行い、本学の財務基盤の強化および教育研究活動の充実を図ることを目的に平成19年に設立されました。

現在、京都大学基金は、本学全体の教育研究・社会貢献のために活用される基金と、特定のプロジェクトを支援するための基金（特定基金）から構成され、特定基金は、iPS細胞研究基金や本庶佑有志基金など世界的な研究を支える基金や、経済的困難を抱える学生を支援する修学支援基金などを設置しています。

京都大学基金は設置以来、数多くの方よりご支援をいただいており、令和2年度末現在、基金（特定基金含む）の累計受入金額は約301億円となっています。

我が国の厳しい財政状況のもと、財源の多様化は国立大学法人の課題の一つであり、本学においても京都大学基金の拡充を図りつつ、支援者のみなさまの期待に応えてまいりたいと考えています。

引き続き、ご理解・ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

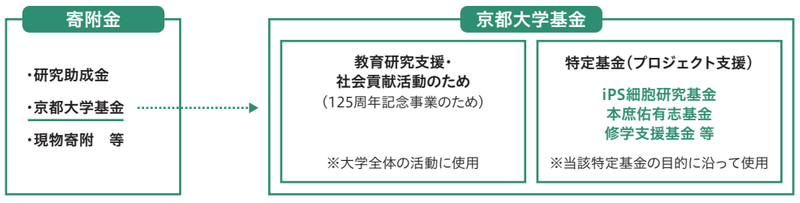


## 創立125周年記念事業

本学は、令和4年に創立125周年を迎えます。本学ではこの記念すべき年を、一つの節目に新たな飛躍の契機となるべく記念事業を実施します。

記念事業は、国際競争力強化、研究力強化、社会連携推進を柱とし、グローバルな視点を持つタフで賢い学生の育成や、若手研究者が安心して研究に打ち込める環境整備など、これからの社会を担う人材を育成し、社会に輩出していくことを念頭に計画を進めています。

CHECK! WEB 創立125周年記念事業では、国際競争力強化として「Kyoto iUP」、研究力強化として学内ファンド「くすのき・125」等を行う予定です。詳細は、こちらをご参照ください。
https://125th.kyoto-u.ac.jp/

## 創立125周年に向けて

「京大力、新輝点。」創立125周年のスローガンです。本学の学生や教員、研究者、さらには卒業生、職員にいたるまですべての関係者がそれぞれに持つ“京大力”が輝ける新たなスタートを切ります。

本学では、人材育成を中心とする記念事業への取り組みや、未来に向けて“京大力”を磨き続けるための運用原資として、京都大学基金への寄附を募集しています。この125周年を機により一層の賛同を得られるよう、教育・研究活動の充実に努めてまいります。

## 京都大学基金にご寄附いただいたみなさまへ

### 寄附者特典

京都大学基金は、ご寄附いただいたみなさまへの感謝の意を込め、寄附累計額に応じて、ご芳名を記した銘板を、本学のシンボルである百周年時計台記念館に掲示し末永く顕彰させていただくなどのさまざまな顕彰制度を設けています。

また、一定額以上の寄附をいただいたみなさまに総長をはじめ教職員から謝意をお伝えする場として、毎年「感謝の集い」を実施してきました。残念ながら、令和2年度はコロナ禍により、「感謝の集い」の開催はできませんでしたが、これからもご寄附をいただいたみなさまと本学を結ぶ場をご用意していきたいと考えています。

### 税制上の優遇措置

本学へのご寄附に対しましては、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。

CHECK! WEB 京都大学基金の活動状況や寄附のお申込み方法、税制上の優遇措置等についての詳細は、こちらをご参照ください。
https://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/

# 研究費等の適正使用について

Proper Use of Research Funds

## 研究費等の適正使用

本学では、研究費等の適正な使用に努め、Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（改善）からなる体制を整備しています。

### 研究費等の適正使用への対応について

本学の会計諸制度は、規程をはじめQ&A、マニュアル等において体系的に定められています。これに加えて、教職員の会計手続きの理解不足等から生じる研究費等の不正・不適切な使用を防止する観点から、研究費等を使用する上で必要となる会計ルールにかかる要点・注意事項を整理した「研究費使用ハンドブック」を作成し、学内に広く配布するとともに、ホームページでも公開しています。

また、研究費等の不正使用等を防止することを目的として、「不正防止計画」を定めており、さまざまな不正防止対策やコンプライアンス教育を実施するとともに、部局における研究費等の使用、管理状況並びにコンプライアンス教育の取り組み状況等の把握・検証を行うことで、適正使用の推進を図っています。

その他、本部・各部局に会計ルールや事務手続き等についての相談窓口を設置しています。

CHECK! WEB **研究費使用ハンドブックは、ホームページでも公表しています。**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook

### 競争的研究費等の不正使用にかかる調査について

本学では、競争的研究費等の不正使用に関する学内外からの通報に対応するために通報窓口を置き、顕名による通報があった場合は、その内容や根拠等が適正であるかどうかを判断のうえ、必要な調査を行うこととしています。また、調査の結果、不正使用が行われたことが認められたときは、関与した者の氏名・所属、不正の内容等を含んだ調査結果を公表することとしています。

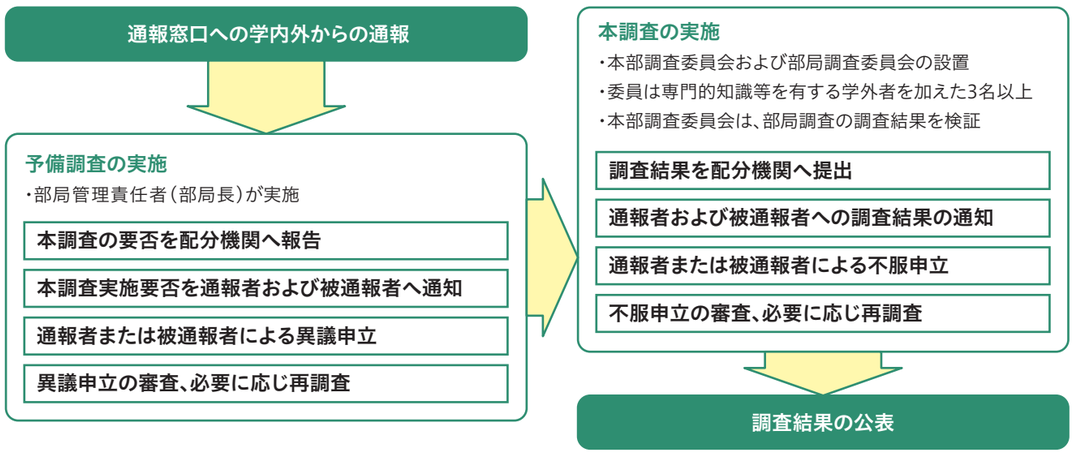


CHECK! WEB 不正防止計画を含む本学の競争的研究費等の適正管理に関する規程等は、ホームページでも公表しています。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/kitei

# 公正な研究活動の推進に関する取り組みについて

Research Integrity

## 公正な研究活動の推進

大学が社会からの信頼と負託により、科学研究を持続的・発展的に展開していくためには公正な研究活動を行うことが前提です。学術研究を重要な使命とする本学では、そのための仕組みの構築と運用を行うことを重要だと考え取り組んでいます。

### 研究公正を推進する体制の整備について

本学では、公正な研究活動を推進するとともに研究活動上の不正行為に厳正かつ適正に対応するため、総長を最高責任者とした体制を整備しています。また、公正な研究活動を推進するため、京都大学研究公正推進アクションプランを定め実施しています。京都大学研究公正推進アクションプランは、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に基づき、学術活動（研究および学習）を公正に推進するために、本学として取り組むべき事項を示したものです。具体的には、①ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発、②授業中の学術マナー教育、③大学院生への論文執筆教育、④すべての研究者（大学院生を含む。）および授業を行う教員への研究公正研修の受講義務化、⑤研究データ保存、⑥大学の体制の整備などを定めています。

#### 公正な研究活動の推進、研究活動上の不正行為にかかる調査体制

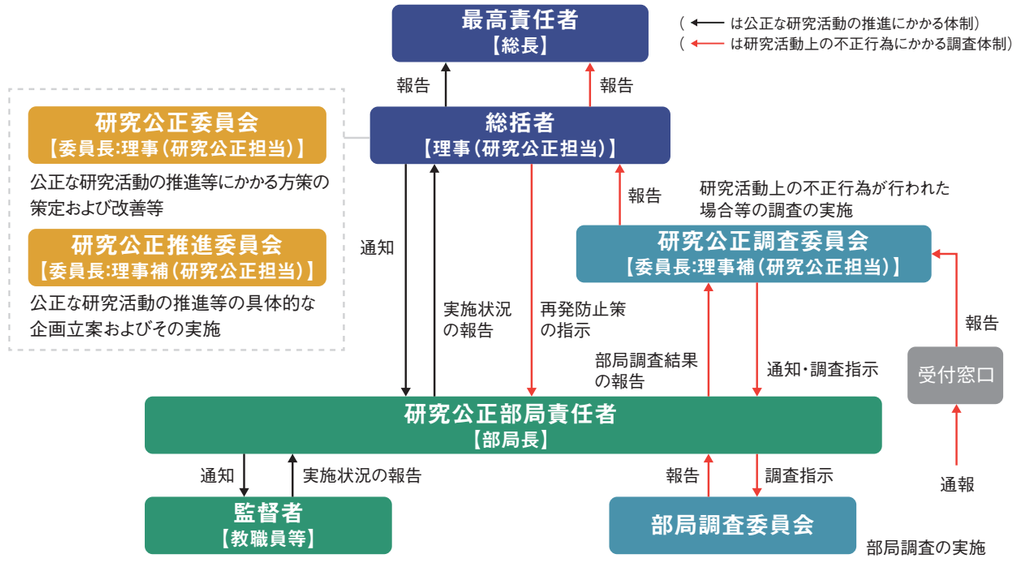


CHECK! WEB 公正な研究活動の推進に関する取り組みに関する規程やアクションプランについては、ホームページでも紹介しています。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin

# ICTと情報セキュリティについて

ICT and Information Security

## オンライン授業の拡大について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う全学的なオンライン授業の実施に対してさまざまな対応を行いました。例えば、ゴールデンウィーク明けから開始されることになった全学共通教育では、オンライン模擬授業を国際高等教育院と共同で企画し、約2,100名の学部新入生が実際のオンライン授業と同じ要領でZoomを用いて参加、オンライン授業の中核的システムであるPandAを用いた授業資料ダウンロードや閲覧、課題の提出、オンラインテストの受験などを講師の指示に従って問題なくできることを確認しました。

また、Zoom社との交渉を通じて無料ライセンスの拡大と全学サイトライセンスの取得・移行にむけて迅速に対応しました。

さらに、高等教育研究開発推進センターが制作・運用するウェブサイト「Teaching Online@京大」への協力や、共同での講習会の開催、学生へのモバイルルータの貸し出し等、オンライン授業に関するさまざまな支援を行いました。

このような対応の結果、PandAへのアクセス集中が一時的に生じましたが、授業の円滑な進行に大きく影響するような事態はこれまでも生じることなく現状に至っています。

CHECK! WEB 詳細につきましては京都大学情報環境機構広報誌「Info!」No.19をご覧ください。
http://www.iimc.kyoto-u.ac.jp/ja/organization/activity/info.html

## 京都大学ICT基本戦略について

京都大学IT戦略委員会では京都大学の理念等から導き出した本学の運営に関する戦略的な目標の実現を目指し、今後約10年間を見据えて考えられる情報環境のアーキテクチャ※を示したものとして平成25年に「ICT基本戦略」を定めました。また、情報環境機構ではこれに基づいて大学のさまざまな活動を支援するために、教育、研究、業務、情報基盤の4分野で構成する個別戦略の概要とロードマップイメージをとりまとめるとともに、両者を冊子「京都大学ICT基本戦略」として刊行しました。ICT基本戦略は3年間ごとに見直しを行うこととしており、直近では令和元年に見直しを行っています。

**ICT基本目標、京都大学の運営目標、ICT基本戦略と個別戦略の関係**

| ICT基本目標 | 京都大学の運営目標：世界をリードする大学 | 京都大学の運営目標：次代を拓く人材の育成 | 京都大学の運営目標：社会と共に発展する大学 |
|---|---|---|---|
| 安心で効率のよい情報環境 | 1.情報資源の有効活用、ディペンダビリティ（安全性・信頼性）の確保 | | |
| | 2.世界的な標準技術の採用 | | |
| 高度なコミュニケーションが可能な情報環境 | 3.高度な双方向コミュニケーションの実現 | | |
| | 4.教育や研究のための多元的表現の支援 | | |
| 本務に専念できる情報環境 | 5.本務の最先鋭化・強化 | | |

ICT基本戦略：●教育支援ICT戦略　●研究支援ICT戦略　●業務支援ICT戦略　●情報基盤ICT戦略

（※）アーキテクチャ
建築物やコンピュータ、さらには企業組織（エンタープライズ）の設計手法・方式のこと。構造、要素間の相互関係および時間的変化を包括した原則をも含む。

CHECK! WEB 京都大学ICT基本戦略は、ホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/jseibi/kihonsenryaku

## 情報セキュリティについて

本学の学生および教職員等の活動に必要不可欠な情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」、「京都大学情報セキュリティ対策基準」など、情報セキュリティに関係する規則やガイドラインを策定しています。また、「京都大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づき、個人情報に限らず先端技術情報等も含めた要機密情報の漏えい防止対策に向けた情報資産への格付けの推進や、多要素認証の導入による不正アクセス対策、各部局への情報セキュリティ監査等、さまざまな取り組みを実施しています。全ての学生および教職員等に対しては、情報セキュリティ e-Learning を毎年受講することを義務づけ、大学全体のセキュリティ意識の向上を図っています。

# 京都大学のガバナンス体制について

Governance

## 京都大学のガバナンス体制について

本学では国立大学法人法に基づく機関である役員会、経営協議会、教育研究評議会に加え、法人の経営および教育研究に関する連絡、調整および協議を行う機関として部局長会議を設置しています。

役員会は、総長の意思決定を支える観点から、総長および理事で組織される合議体であり、国立大学法人法第11条に規定する大学運営上の重要事項（中期目標および年度計画に関する事項、予算の作成および執行並びに決算に関する事項など）を決議する機関です。

総長は、文部科学大臣により任命されます。総長は、総長選考会議において、学内の意向調査の結果や面接調査等を総合的に判断して選考されます。経営協議会の中から選出された学外委員（役員または職員以外の委員）を総長選考会議の構成員とすることで、総長選考に社会の意見が反映される仕組みとなっています。

理事は、経営協議会および教育研究評議会の意見を聴いて総長が任命します。学外の有識者の意見を大学運営に反映させるため、理事の中には現に本学の役員または職員でない者を2名以上含むこととしています。

経営協議会は、本学の経営に関する重要事項を審議するための機関であり、総長、総長が指名する理事、総長が指名する職員、総長が任命する学外委員により構成されています。なお、経営協議会は25名以上の委員で組織され、その過半数を学外委員とすることにより、学外の有識者の意見を適切に審議に反映させることができる仕組みとなっています。

教育研究評議会は、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関であり、教育研究評議会が定めるところにより、総長、総長が指名する理事・副学長、研究科・附置研究所その他の教育研究上の重要な組織の長、その他総長が指名する教授により構成され、本学の教育研究を直接担当する者が一体となって審議を行う仕組みとなっています。

部局長会議は、本学の経営および教育研究を円滑に行うために必要な連絡、調整および協議を行うための機関であり、総長、理事・副学長、総長が指名する副理事、研究科・附置研究所その他の教育研究上の組織の長のほか、総長が指名する事務本部の部長により構成されています。

加えて、本学では平成29年度よりプロボストを置くとともに、同職による部局・学系との恒常的調整機能の場として戦略調整会議を設置しています。

本学のガバナンスに関する状況については、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」を公開しています。

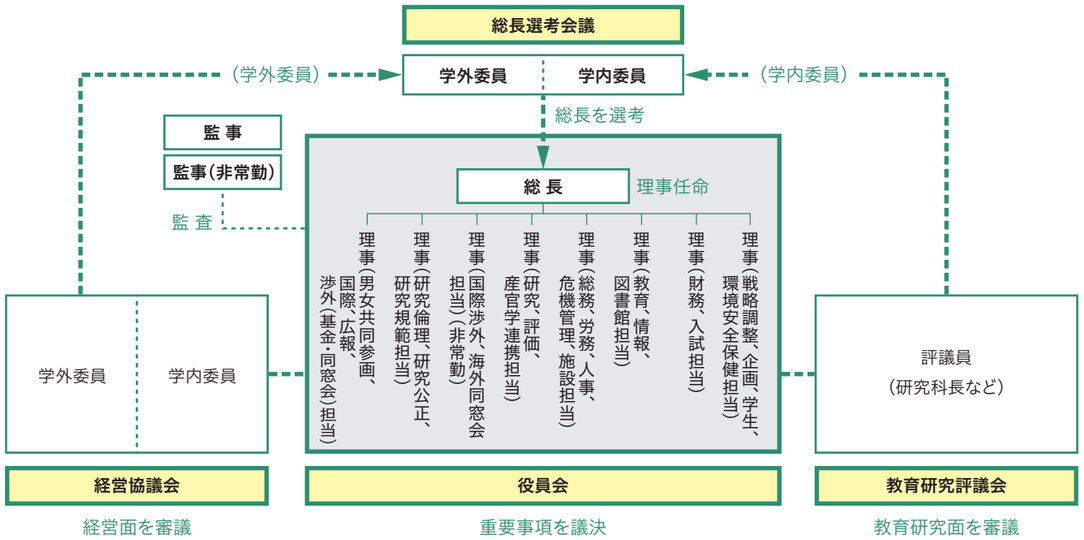


CHECK! WEB ご紹介した各機関の議事録等については、ホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/conference/report

「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」については、ホームページでご覧いただけます。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/governance-code

# プロボスト制について

Provost

## プロボストの役割

本学では、大学本部と各部局が将来ビジョンを共有し、綿密なコミュニケーションを進めるため、欧米の主要大学で取り入れられている「プロボスト制」を導入しています。プロボストは理事の中から総長により指名され、学内の連携調整を活性化させる役割を担います。社会情勢の変化が目まぐるしく、国立大学に求められる役割が次第に大きくなっていくなか、大学が安定性を確保しながらも社会からの求めに応じていくには、学内における意思疎通が十分に機能している必要があることから、本学ではプロボスト制を導入することでより実効的な大学運営を目指しています。プロボストを議長とし、広く学内から教員が参画する「戦略調整会議」を設置することで、プロボストの役割が十分に発揮できるよう個々の部局の利害を超えた検討を迅速確実に推進しています。

また、プロボストオフィスにURAがメンバーとして参画し、研究IRを担当するURA、国際グループURA等と協働して、戦略調整会議における検討に必要な調査や情報収集・提供を行い、エビデンスベースの大学運営を支えています。

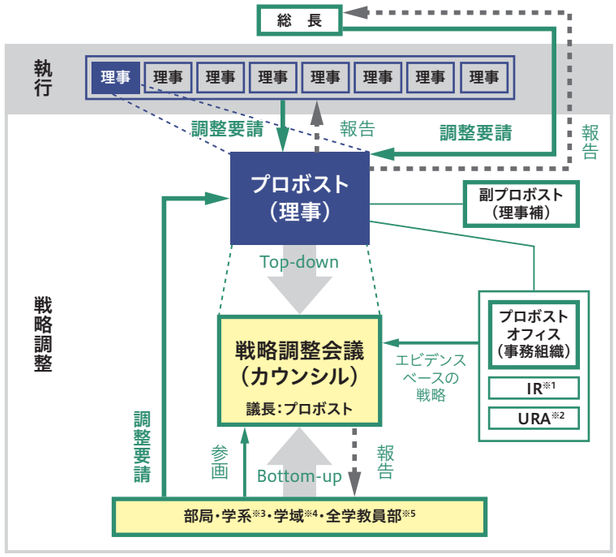


(※1) IR (Institutional Research)
大学の活動についてのデータの収集・分析、意思決定を支援するための調査。

(※2) URA (University Research Administrator)
大学の研究活動を推進・支援する専門職。

(※3) 学系
学術分野の専門性に応じた教員組織。教員人事に関する事項を実施する単位。

(※4) 学域
学系を体系的に集合させた教員組織。

(※5) 全学教員部
全学として担うべき教育、研究その他の業務を実施し、または支援する組織の教員が所属する教員組織。

### プロボストによる構想の実現

プロボスト制の導入後、総長からの検討要請を受けて、戦略調整会議での議論を重ねた結果、複数の施策が実現に至っています。

その一つとして、これまで個人単位の交流にとどまっていた海外研究機関との連携を組織単位に発展させるため、本学と海外研究機関の両者共同で現地運営型研究室を設置する「On-site Laboratory」の制度を立ち上げ、令和2年度末時点で計11件の設置に至りました。すでに既設ラボにおいて、がん、再生医療領域等における新たな共同研究の展開が見られるなど、今後これらのラボの活動を契機として優秀な留学生の獲得、産業界との連携の強化等のさまざまな波及効果を見込んでいます。

本学の教育研究の将来を担う若手教員比率の向上に関しては、平成30年度に若手重点戦略定員事業を制度化し、本制度を活用して、令和2年度末時点で66名の若手教員を雇用しています。また、令和3年度には助教20名分の雇用枠を設けることが決定しています。

令和2年10月の新総長就任後、総長から新プロボストに対して、「ジェンダー平等の促進策」、「大学院生・若手研究者のリクルーティング促進策」、「教員の事務負担の軽減策」、「研究支援体制の再構築」、「情報基盤の整備に関する基本的な方向性」等の検討要請があり、戦略調整会議のもとに新たに小委員会を設置して、検討を行っています。

今後、戦略調整会議での検討をもとに、「教育・研究の活性化に不可欠な多様性確保に向けた女性研究者の増員・育成」、「研究者として高い資質を有する者が博士後期課程へ入学・進学できるような経済的支援の拡充」、「教員の教育・研究エフォート率の実質的増加を促進するための全学の諸会議・委員会等の設置、構成、運用方法の見直し、事務諸手続きの電子化」等の実現を図ります。

# 監査機能について、外部監査・検査について

Audit

## 監事メッセージ

国立大学法人は「大学の教育研究に対する国民の要請に応える」ことを設置目的としており、その運営費も多くが国からの公的支援に支えられているため、国民の期待に応えることができるように、広く学外の視点も取り入れて監査を行っています。また、令和元年度に「国立大学法人ガバナンスコード」が策定され、各国立大学法人は、このコードの遵守状況をホームページ上に公開することになりました。これまで以上に、本学の、運営状況を分かり易く、国民のみなさまにお伝えするよう務めて参ります。

令和2年に発生した新型コロナウイルスのパンデミックにより、大学の教育研究活動などの事業継続に多くの支障が生じています。これに対して、本学においてもさまざまな対策を取っていますが、その影響は大きく、国民のみなさまにはより一層のご支援をお願いいたします。

いうまでもなく大学の教育・研究活動を支えるのは個々の教職員や学生の絶え間ない創造活動です。本学がこれまで築いてきた自由の学風を継承し、更に発展させていくためには、直面する危機をばねに、本学各構成員がそれぞれの目標に向かって生き生きと活動し、本学が組織として最大限の成果を上げることが、国民のみなさまの要請に応えることになると思います。この困難に臨み、監事としても大学経営のより一層の改善に向け努力して参ります。

監事 山口 佳三

### 監査機能について

本学の業務を対象にした監査は、主に、監事監査、公正調査監査室による内部監査、会計監査人監査および会計検査院検査の4種があり、それぞれ異なる立場および観点で行われています。

文部科学大臣より任命される監事は、本学の運営および業務全般について監査を行います。監事監査は、業務および会計に関する事項を期末に総括する定期監査と特定のテーマを定めて期中に行う臨時監査に分かれます。定期監査は、大学業務全般の内容と課題を聴取し、臨時監査は教育・研究・運営に関する業務執行状況および前年度監査報告書で指摘した項目の進捗状況について聴取します。監事は監査結果に基づき、必要があるときは、総長または文部科学大臣に意見を提出する権限を有しています。

内部監査機能としては、総長のもとに置かれた公正調査監査室が、本学の健全な運営に資することを目的とし、業務運営および会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に検証し、その監査結果に基づき総長に対し助言、提言を行っています。

### 会計監査人による監査について

本学は、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書について、文部科学大臣により選任された、本学から独立した立場にある会計監査人の監査を受けています。

また、監事、理事、公正調査監査室長および会計監査人の四者による協議会を定期的に開催しています。会計監査人による監査上の発見事項の報告、会計処理の課題や内部統制の状況等の情報を適時に共有し、会計・監査の専門家と密接に連携することで、大学運営、監事監査、内部監査、会計監査の効率的・効果的な実施に取り組んでいます。

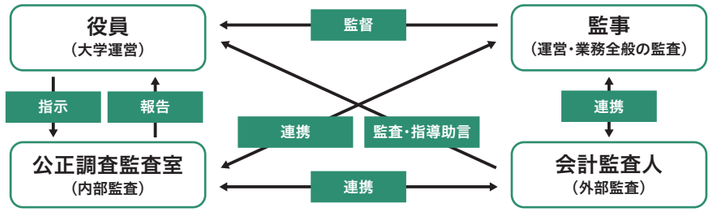


### 会計検査院による検査について

資本金の全額について国が出資している本学は、会計検査院法第22条第5号の規定に基づく検査対象となっています。会計検査院による検査は、正確性、合規性、経済性、効率性および有効性、その他会計検査上必要な観点から行われるものであり、その結果は会計検査院のホームページにおいて公表されています。

## 役員の状況 （令和3年4月1日現在）

総長（第27代）
**湊 長博**（みなと ながひろ）

【任期】令和2年10月1日～令和8年9月30日
【学位】京都大学医学博士

【略歴】平成22年10月～平成26年9月／京都大学大学院医学研究科長・医学部長
平成26年10月～令和2年9月／京都大学理事・副学長
平成29年10月～令和2年9月／京都大学プロボスト

理事（男女共同参画、国際、広報、渉外（基金・同窓会）担当）
**稲垣 恭子**（いながき きょうこ）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日
【学位】京都大学博士（教育学）

【略歴】平成27年4月～平成29年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成28年4月～令和2年3月／京都大学教育学系長
平成29年4月～令和2年3月／京都大学大学院教育学研究科長・教育学部長

理事（国際渉外、海外同窓会担当）（非常勤）
**久能 祐子**（くのう さちこ）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日
【学位】京都大学工学博士

【略歴】平成26年1月～／ハルシオン・インキュベーター理事会議長（共同創業者）
平成27年6月～／ジョンズ・ホプキンス大学（医療系）理事
平成30年3月～／株式会社フェニクシー取締役（共同創業者）

理事（研究倫理、研究公正、研究規範担当）
**北村 隆行**（きたむら たかゆき）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日
【学位】京都大学工学博士

【略歴】平成19年4月～平成20年9月／京都大学副学長
平成26年4月～平成28年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成28年4月～平成30年3月／京都大学大学院工学研究科長・工学部長

理事（研究、評価、産官学連携担当）
**時任 宣博**（ときとう のりひろ）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日
【学位】東京大学理学博士

【略歴】平成20年4月～平成24年3月・平成26年10月～平成30年3月／京都大学化学研究所長
平成28年4月～平成30年3月／京都大学自然科学域長・統合化学系長
平成30年4月～令和2年9月／京都大学研究連携基盤長

理事（総務、労務、人事、危機管理、施設担当）
**平井 明成**（ひらい あきしげ）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【略歴】平成28年4月～平成30年3月／スポーツ庁スポーツ総括官
平成30年10月～令和元年9月／文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
令和元年11月～令和2年9月／京都大学理事（総務・労務・人事担当）

理事（教育、情報、図書館担当）
**平島 崇男**（ひらじま たかお）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日
【学位】京都大学理学博士

【略歴】平成29年4月～平成31年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成31年4月～令和2年9月／京都大学大学院理学研究科長・理学部長
平成31年4月～令和2年9月／総長選考会議委員

理事（財務、入試担当）
**村上 章**（むらかみ あきら）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日
【学位】京都大学農学博士

【略歴】平成29年4月～平成31年3月／京都大学教育研究評議会評議員
平成31年4月～令和2年9月／京都大学大学院農学研究科長・農学部長

プロボスト・理事（戦略調整、企画、学生、環境安全保健担当）
**村中 孝史**（むらなか たかし）

【任期】令和2年10月1日～令和4年9月30日

【略歴】平成17年10月～平成19年9月／京都大学教育研究評議会評議員
平成23年4月～平成25年3月／京都大学大学院法学研究科長・法学部長
平成26年10月～平成30年9月／京都大学国際高等教育院長

## 監事の状況 （令和3年4月1日現在）

監事
**山口 佳三**（やまぐち けいぞう）

【任期】令和2年9月1日～令和6年8月31日
【学位】京都大学理学博士

【略歴】平成19年4月～平成23年3月／北海道大学大学院理学研究院長・理学院長・理学部長
平成23年4月～平成25年3月／北海道大学理事・副学長
平成25年4月～平成29年3月／北海道大学総長

監事（非常勤）
**西村 義明**（にしむら よしあき）

【任期】令和2年9月1日～令和6年8月31日

【略歴】平成21年6月～平成27年6月／東海ゴム工業株式会社（現住友理工株式会社）代表取締役・社長
平成27年6月～令和元年6月／住友理工株式会社代表取締役・会長
令和元年6月～／住友理工株式会社特別顧問



# 令和２事業年度の活動実績


39 研究の質の向上に向けて
41 教育の質の向上に向けて
43 産官学連携の強化に向けて
45 医療サービスの向上に向けて
47 社会連携の推進に向けて
49 グローバル化の推進に向けて


Section 3

# 研究の質の向上に向けて

Research

## 学術研究の更なる発展を目指して

### ● 京都大学学術情報リポジトリ（KURENAI）による学術論文のオープンアクセス推進

京都大学学術情報リポジトリ KURENAI 紅 Kyoto University Research Information Repository

学術論文のオープンアクセスとは、インターネットを介して、世界中の誰もが無料で学術論文を閲覧・利用することができる状態を指します。オープンアクセスを推進することは、学術情報への平等なアクセスが推進されるだけでなく、世界中に公開することで研究成果の共有と再利用が進み、更なる学術研究の発展に繋がります。

本学では、京都大学学術情報リポジトリ（KURENAI）において積極的に学術論文の蓄積と公開を推進してきました。その結果、令和3年3月末時点において累計収録コンテンツ件数は20万件を超えています。

本リポジトリは、スペイン高等科学研究院（CSIC）による世界リポジトリランキング（令和2年9月版）の機関リポジトリ部門において、世界第3位、国内第1位と高い評価を受けています。

また、KURENAIおよび京都大学貴重資料デジタルアーカイブの充実を推進する「オープンアクセス推進事業」（京都大学重点戦略アクションプラン※）は、オープンアクセスの推進基盤構築への貢献、そしてオープンアクセス実現の優良モデルを提示した点が高く評価され、「令和2年度科学技術分野の文部科学大臣表彰（科学技術賞科学技術振興部門）」と、「令和2年度国立大学図書館協会賞」を受賞しました。

写真左／令和2年度科学技術分野の文部科学大臣表彰（科学技術賞科学技術振興部門）受賞楯
写真右／令和2年度国立大学図書館協会賞 記念メダル

（※）京都大学重点戦略アクションプラン：本学のWINDOW構想（15ページ参照）を着実に実現していくため、本学が戦略的・重点的に実施していく事業として策定したもの

CHECK! WEB 京都大学学術情報リポジトリ（KURENAI） https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/
京都大学貴重資料デジタルアーカイブ https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/

## 新たに研究センターを2件開設

令和2年4月、京都大学大学院医学研究科附属がん免疫総合研究センター（CCII）と、京都大学ウイルス・再生医科学研究所附属ヒトES細胞研究センターが新たに開設されました。

CCIIは、平成30年にノーベル生理学・医学賞を受賞した本庶佑高等研究院特別教授がセンター長に就任し、がん免疫研究・治療における諸課題を世界に先駆けて解決し、がん医療の飛躍的向上に貢献することを目的としています。また、がん免疫専門の若手研究者育成や産学連携促進にも注力しています。

ヒトES細胞研究センターは、永樂元次教授がセンター長に就任し、ヒトES細胞の臨床応用を目指して、高品質なヒトES細胞を供給できる体制を強化していきます。また、京都大学iPS細胞研究所等の研究組織・附属病院との連携を強化し、本学における幹細胞研究および再生医療の実現を推進することにも注力しています。

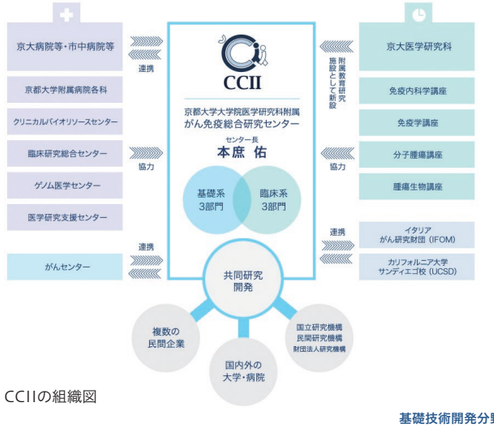


CCIIの組織図

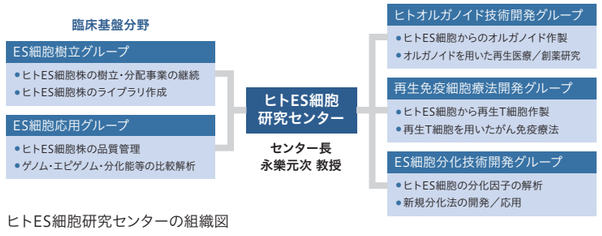


ヒトES細胞研究センターの組織図

CHECK! WEB がん免疫総合研究センターおよびヒトES細胞研究センターの活動については、ホームページでも紹介しています。
がん免疫総合研究センター https://www.ccii.med.kyoto-u.ac.jp/ ヒトES細胞研究センター http://chesr.infront.kyoto-u.ac.jp/

## URA（リサーチ・アドミニストレーター）人材の育成

URA（リサーチ・アドミニストレーター）とは、大学の研究力強化のために、研究者や事務職員と連携し、研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用等の推進・支援等の業務を担う専門人材です。

本学では、平成23年度に文部科学省が開始した「リサーチ・アドミニストレーター（URA）を育成・確保するシステムの整備」事業の採択を受け、研究担当理事直下に学術研究支援室（KURA）を設置し、平成24年4月1日に8名で開始しました。現在では、さまざまなバックグラウンドを持った40名以上のURAより構成されており、大規模なURA組織に発展しています。

一方で、URAは未だ新しい職種のため、共通の知識体系が十分に確立していません。そこで、各人材の強みを活かしつつ、リサーチ・アドミニストレーションについての幅広い知識と質の高いスキルを持ち合わせるURA人材への育成にも注力しており、平成25年度より独自の「URA育成カリキュラム」を実施しています。本カリキュラムは、競争的研究費申請支援に関する知識やスキルを身につけるレベル1、研究支援プログラムの企画や運営に関わる知識やスキルを身につけるレベル2、そして各人材に応じた専門領域の知識やスキルを更に高度化するためのレベル3（検討中）に分かれています。レベル1は、これまで着任当初に全員が受講してきており、令和2年度は5名が修了しました。また、レベル2-Aは、令和2年度の6名を含めて、これまでに30名が修了しました。また、外部講師を招いたセミナーやワークショップを計10回開催、学会やセミナーには51名が参加する等、積極的にスキルアップに取り組んでいます。

KURAのメンバーの活躍は目覚ましく、令和2年度9月に開催されたリサーチ・アドミニストレーター協議会（RA協議会）第6回年次大会において、個人発表表彰受賞者5名中2名がKURAのメンバーでした。

さらに、令和元年度から、文部科学省委託事業「リサーチ・アドミニストレーターにかかる質保証制度の構築に向けた調査研究」に参画し、国レベルでのURA研修プログラムの査定に携わり、中心的役割を果たしています。

人事制度面においては、優秀なURA人材の安定した雇用を推進しています。平成28年度に策定したURA勤務評定実施要領に基づき、人事評価を行っており、令和2年度には4名のURAを無期雇用化しました。

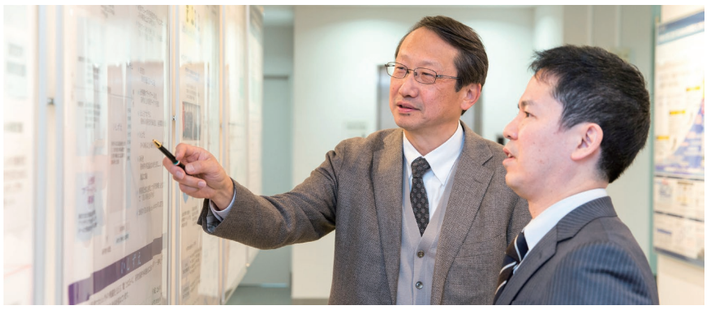

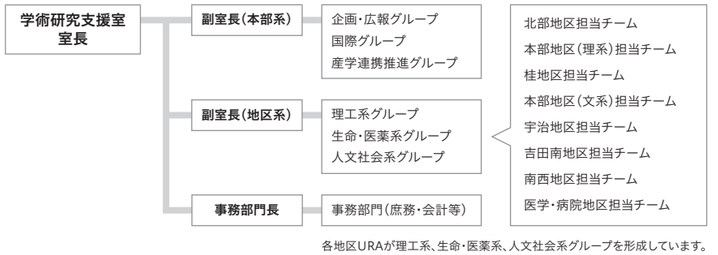


各地区URAが理工系、生命・医薬系、人文社会系グループを形成しています。

学術研究支援室（KURA）の組織図

URA育成カリキュラムの様子

CHECK! WEB 京都大学学術研究支援室（KURA）の活動については、ホームページでも紹介しています。
https://www.kura.kyoto-u.ac.jp/about/

# 教育の質の向上に向けて

Education

## 「社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム」の創設

農業、医療、防災等のさまざまな分野で発生する社会リスクを低減するために、社会に遍在する各種情報を広範囲に収集、デジタルデータ化、ビッグデータとして蓄積し、さらにそれら大規模データを整理、分析、共有する情報通信技術を利用した「プラットフォーム」の整備や利活用が求められています。未来社会のプラットフォームは、データが持つ意味を理解・解釈し、利用データに応じた処理・表現を行い、データ処理の分散性、安全性、コスト、並びに社会的公正性、価格の均衡等の意志決定メカニズムを有する必要があります。

令和2年8月に文部科学省の「卓越大学院プログラム」事業に採択された「社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム」では、プラットフォーム構築に必要な主専攻に関する「中核卓越専門力」、中核分野を深化できる副専攻分野に関する「深化専門力」、プラットフォーム構築に必要な文系学術に関する「文理融合力」、社会課題を解決できるプラットフォームの「構築力」、プラットフォーム構築のための研究開発プロジェクトの「推進力」並びに構築したプラットフォームの社会実装、国際標準化、国際展開を行う「持続力」を兼ね備えた人材の育成、プラットフォーム学および関連する学問・研究分野を強い責任感と高い倫理性を持って牽引できる国際的リーダーの育成を目指します。

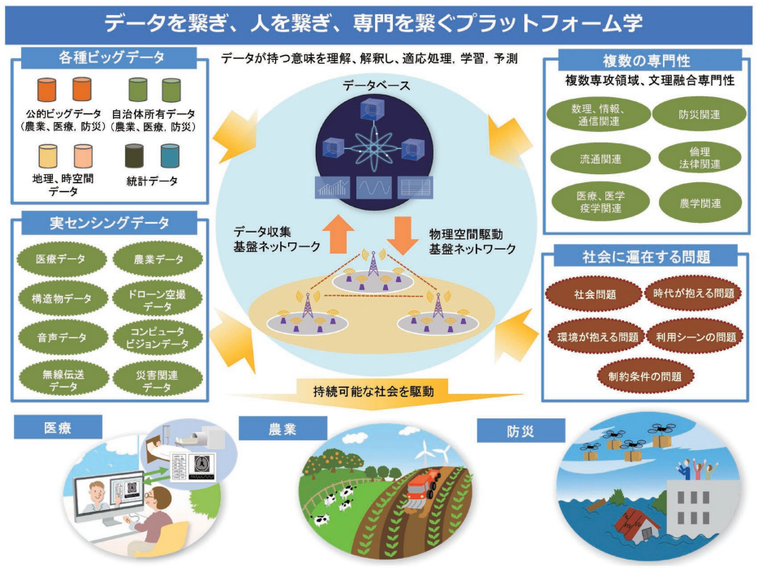


社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム　イメージ図

「卓越大学院プログラム」は、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流および新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点を形成する取り組みを推進する、文部科学省の事業です。

本学では、上述のプログラムのほか、先端光・電子デバイス創成学（平成30年度）、メディカルイノベーション大学院プログラム（令和元年度）が採択されています。

また「卓越大学院プログラム」以外にも、全学共通教育や部局の専門教育とは別に、補助金などの外部資金によって提供されるさまざまなプログラムがあり、これらによって本学での「学び」の幅を広げることが可能です。

CHECK! WEB **補助金による教育プログラムについては、ホームページでも紹介しています。**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/curriculum/educational-program

## 経済学研究科修士課程「京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻」の開設

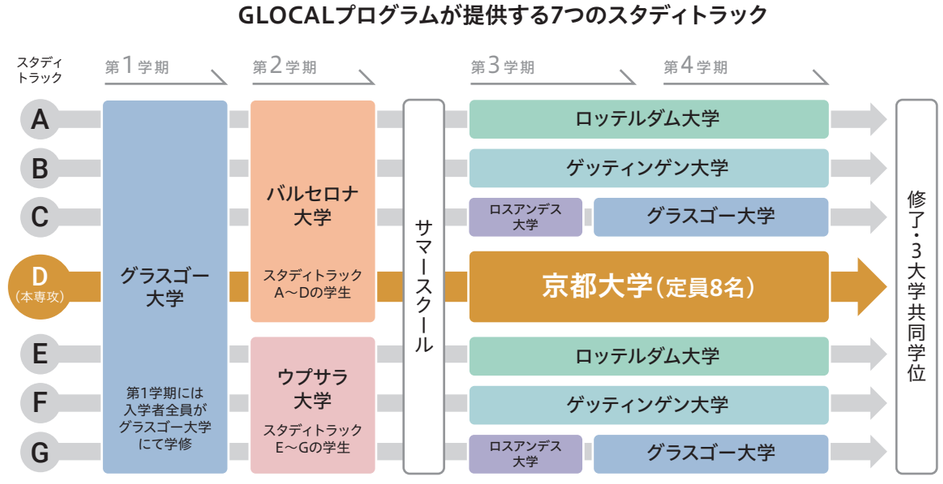


令和2年10月、文部科学省から、「京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻」の設置申請が認められました。本専攻は、イギリスのグラスゴー大学（社会科学・政治学スクール）、スペインのバルセロナ大学（経済学・経営学大学院／学部）とのジョイントディグリー・プログラムです。

2年間の課程のうち第1学期（6ヶ月）をグラスゴー大学、第2学期（6ヶ月）をバルセロナ大学に滞在して学修、第3・4学期（12ヶ月）を本学で学び、全課程を通じて英語を教育言語とする実務家養成型・秋入学の国際プログラムとなっています。

本専攻のカリキュラムは、本学を含む世界7カ国・7大学による国際的大学連合による修士共同学位プログラム（Erasmus Mundus International Master Degree Program in Global Markets, Local Creativities：略称GLOCAL）に組み込まれた一つのコース（スタディ・トラック）をなし、その多国籍的な教育資源を活用することにより国際的人材を育成することを目的としています。

これにより、学生は学修在席する3大学のみならず、GLOCALプログラムに参加する他大学から提供される講義履修や、スタディ・トラックの学生とともに学修する機会を得ることが可能となっています。

なお本学では、上述のほか、さまざまな共同学位（ジョイントディグリー、ダブルディグリー）プログラムを提供しています。ジョイントディグリーとは、複数の大学が、共同で教育課程を編成・実施し、構成大学連名による一つの学位を授与することができる仕組みです。また、ダブルディグリーとは、複数の国内外の大学が、単位互換制度などを含む相互協定に基づき予め準備した一連の学習プログラムを一定の期間内に学生が履修した場合、両大学が同時にそれぞれの学位を授与する制度です。

これらのプログラムを通じて学生は、一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会を獲得できます。

学生集合写真

CHECK! WEB **海外の大学との共同学位については、ホームページでも紹介しています。**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international/global-bridge/exchange/degree

# 産官学連携の強化に向けて

Society-Academia Collaboration

## 研究成果の活用促進に向けた取り組み

### 産官学連携体制「京大モデル」構築の推進

令和元年度における京都大学オープンイノベーション機構の発足に続き、令和2年度においても、研究成果・知的財産の活用促進に向けた産官学連携の新しい「京大モデル」構築を推進しました。

令和2年度には、4月に北米に設置されたOn-site Laboratory「京都大学サンディエゴ研究施設」を中心として、医学・生命領域の先端的な医薬品シーズ等を産業界と連携させ、研究成果の社会実装支援することを目的とした米国法人CAMPHOR TREE LLCを設立しました。6月には、ヒト由来生体試料「クリニカルバイオリソース」を活用した臨床研究および臨床試験等の受委託業務などにより、研究開発の早期の段階から活用できる研究基盤の構築を目指して設立した株式会社KBBMの株式を京大オリジナル株式会社が取得しました。また、8月にはiPS細胞関連技術の実用化に向けた産業界への技術移転・実用化を促進するための技術移転機関であるiPSアカデミアジャパン株式会社に対し、本学から出資（直接出資）を行いました。さらに1月には、本学が持つ医学・医療・IT・医療情報に関する法令や法規に関する知見と、株式会社ファインデックスの持つITサービスの設計・開発・運用・マネジメントの知見を組み合わせ、医療機関、医学研究機関、大学をはじめとする研究機関に対して、クラウド上で新しいサービスを提供する合弁会社フィッティングクラウド株式会社の設立が決定し、京大オリジナル株式会社から出資（間接出資）を行いました。

今後も、産官学連携の新しい「京大モデル」構築によるバリューチェーン（価値の有機連携）を加速的に展開し、本学で創出された「知」を社会へ迅速に還元することにより、本学の「価値」の最大化と「収益」の増加を図り、教育研究活動の活性化につなげていきます。

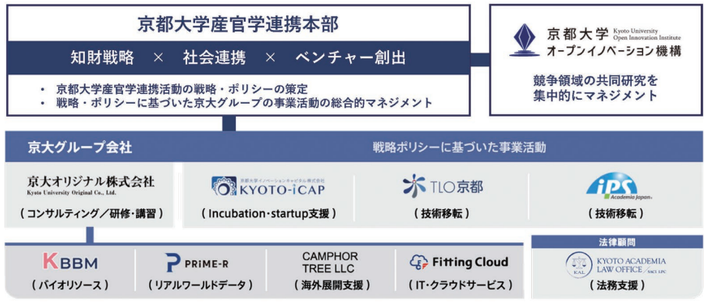


産官学連携体制（京大モデル）の構築 イメージ図

### 共同研究における間接経費（産官学連携推進経費）の見直し

令和2年7月、共同研究における間接経費の見直しを行い、令和3年4月1日以降に開始する共同研究から、間接経費の負担割合を10%から30%以上へと引き上げる規程改正を行いました。

平成28年度にイノベーション促進産学官対話会議において策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」においては、大学と産業界における共同研究が期待される一方、大型の共同研究を進めれば進めるほど管理的経費の不足が高じ、大学の経営に悪影響を及ぼす恐れがあるとの分析がなされていました。

本学においても、共同研究の実施に当たって、知的財産権の管理や契約相談等の法務業務等に要する経費として直接経費の10%を負担いただいてきましたが、その他の施設等維持管理費、光熱水料、プロジェクトの管理的業務を行う教職員人件費等については、本学が負担している状況にありました。

それらの必要経費について改めて試算を行った結果、共同研究の実施に当たって必要となる管理的経費は、全体として直接経費の概ね30%以上となったため、間接経費の割合を引き上げ、相手先企業に負担をお願いすることになりました。

この見直しにより、大型の共同研究を進める上でネックとなっていた管理的経費の大学負担を解消し、さらなる産官学連携の発展に繋げるとともに、本学の財政基盤の強化を図り、安定的かつ自律的な経営基盤の構築を目指していきます。

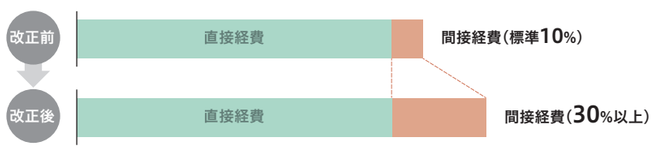


共同研究における間接経費（産官学連携推進経費）見直しのイメージ

### 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

本学は、令和2年6月、新型コロナウイルス感染拡大に対して、「新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発等に対する産官学連携ポリシー」を策定しました。

本ポリシーを踏まえ、本学では、新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発に対して産官学連携を積極的に支援し、ワクチン、治療薬、検査キット、医療機器、医療従事者保護等の研究領域を優先的に支援しています。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、中長期的なウイルス感染症対策や今般のパンデミック後の社会課題に関わる研究開発も支援対象としています。

本ポリシーにおいては、新型コロナウイルスの蔓延終結を唯一の目的とする研究開発に対しては本学が保有する知的財産権の権利行使を行わない等の知財戦略を表明しており、本学の知的財産の社会還元・有効活用を促しています。

本ポリシーのもと、本学は新型コロナウイルス感染症にまつわる諸課題に対して、産官学連携活動を通じて積極的に社会貢献していきます。

CHECK! WEB 「新型コロナウイルス感染症に関連する研究開発等 に対する産官学連携ポリシー」の策定について
https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/topics/news/11172.html

### 研究成果の事業化支援体制の強化

令和2年度より、本学の子会社である京大オリジナル株式会社と事業化支援業務に関する業務契約を結び、学内ファンド支援の企画・運営業務を連携して行う体制を構築しました。京大オリジナル株式会社が有する研究開発戦略や新規ビジネスモデル探索等のコンサルティングノウハウを活かすことで、学内のシーズを事業化するための支援体制がさらに強化されました。

事業化の可能性の高い研究に対し、試作品作成等の開発資金を支援し実用化の可能性を検証するGAPファンドプログラムについては、例年どおり年4回の公募を実施するとともに、臨時プログラムとして新型コロナウイルス対策に関わる研究開発プログラムを実施しました。

また、本学の研究成果を実用化し、ベンチャーキャピタルからの資金調達を目指すチームに対し支援を行うインキュベーションプログラムについては、令和2年度は2回の公募を実施し、支援を行いました。

また、ベンチャーインキュベーションセンターを運営し、本学の研究成果の事業化を行う「スタートアップ企業」または「起業予定の個人」に対してオフィススペースの支援を行っています。

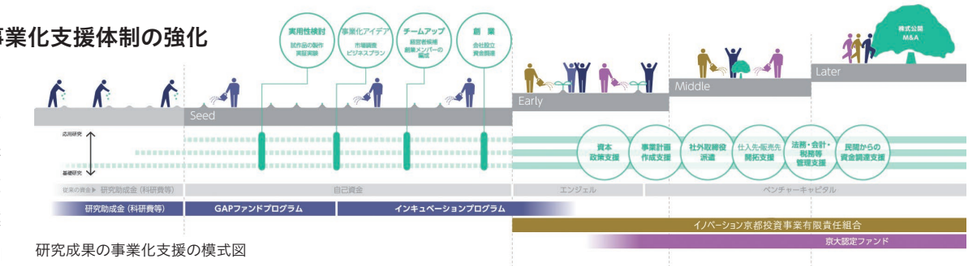


研究成果の事業化支援の模式図

## 知的財産の活用に向けた取り組み

本学では、研究成果の実用化を促進するため、発明届出時の段階から、産官学連携本部と株式会社TLO京都をはじめ、学内外の関係組織と連携し、知財支援等の活動を推進しています。

技術分野や発明ごとに研究の背景や周辺状況、発明の特許性や特許ポートフォリオ、市場調査などの結果を踏まえつつ、知財管理や技術移転、国家プロジェクトや複数企業からなる研究コンソーシアムにおける知財マネジメント並びに京大ベンチャーに対する知財支援等の活動を推進しています。

#### 特許出願数および取得数の推移

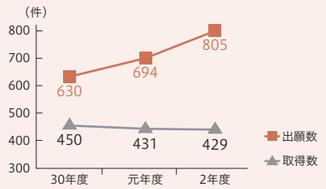


#### 特許権等収入額および件数の推移

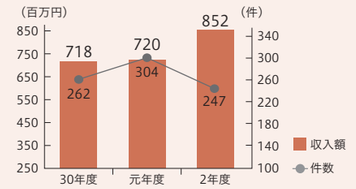

# 医療サービスの向上に向けて

Medical Services

## 安全で質の高い医療サービスの提供に向けた取り組み

### こども医療センターの開設

附属病院では現在、病院機能の強化・老朽改善として中央診療棟および北病棟のリノベーション事業を実施し、病院の再整備を進めているところです。令和3年1月には、リノベーション工事した北病棟の4階・5階（60床）に、小児医療に特化した「こども医療センター」を開設し、高度専門小児医療体制を確立しました。

附属病院では、これまでにも多くの難治性小児疾患の患者に対して、先進的な高度医療を提供してきました。一般的に小児に対する医療は、診療、看護において成人とは大きく異なり、特殊な療育環境が必要とされます。

この度、内科系・外科系の小児科病棟を集約的に配置した「こども医療センター」を開設したことによって、専門性の垣根を越え、多方向から温かい視線で子どもを診る環境ができました。入院中の子どもたちに、よりよい療育環境と全人的な質の高い医療を提供し、子どもたちとそのご家族の生活の質（QOL）のさらなる向上を実現してまいります。

こども医療センター

ホスピタルアート

### 京大病院のロゴマークおよびキャラクターの完成

京都大学医学部附属病院
KYOTO UNIVERSITY HOSPITAL

附属病院の広報・ブランディング戦略の一環として、公募により独自のロゴマーク（クープサイン）を制定しました。「KUHP」は、京大病院（Kyoto University Hospital）の頭文字であり、「H」を白抜きで表現することで、健康時には関わり合いがなくても、病気や事故などで必要とされるときには「H=Hospital（京大病院）」が支えになれるようにとの願いを込めました。「H」の二つの矩形は、職員と患者さんが互いにきちんと向き合う様子を表現しています。

また、附属病院のロゴマークと同じ「くーぷぅ」という名前のマスコットキャラクターも登場しています。職員と患者さんをつなぐコミュニケーションツールとして、案内文書に登場したり、くーぷぅの缶バッチを職員が身に付けたりと、さまざまな場面で活躍しています。

今後、こども医療センターに入院する患児など、こどもの治療への不安軽減に繋がるような取り組みも行う予定です。

## 革新的な医療技術の開発に向けた取り組み

### 先端医療研究開発機構（iACT）の設置

令和2年4月に、臨床研究総合センター、次世代医療・iPS細胞治療研究センター（令和2年4月開所）、クリニカルバイオリソースセンター、先端医療機器開発・臨床研究センターおよび先制医療・生活習慣病研究センターという附属病院の五つの臨床研究関連組織を発展的に改組し、「先端医療研究開発機構（iACT）」が新たに設置されました。

機構化によって、臨床研究支援の運用面や実施面でより迅速かつ効率的に支援を実施できる体制となりました。また、令和3年7月には機構全体の戦略立案と広報の一元化を目指して新たに戦略・広報室を設置しました。充実した臨床研究支援により、医学研究の成果をできるだけ早く、また確実に患者さんのもとへ届けられるよう、努力してまいります。

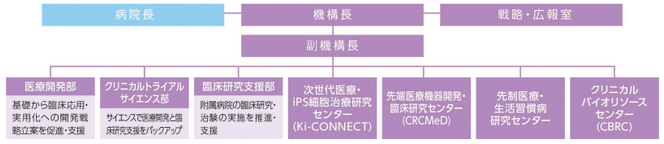

先端医療研究開発機構組織図

CHECK! WEB 先端医療研究開発機構（iACT）
https://iact.kuhp.kyoto-u.ac.jp/

## コロナウイルス感染症対策の取り組み

### 新型コロナウイルス対応と高度先進医療提供の両立

附属病院では、令和2年3月にコロナユニットを開設し、新型コロナウイルス疑似症患者および陽性患者の診療を行っています。また、新型コロナウイルスPCR検査の行政検査の実施や、感染対策を指導する医療スタッフの他の医療機関への派遣など、京都府内の診療・検査体制の拡充にも協力しています。

コロナユニットでは京都府内の新型コロナウイルス重症患者を中心に受け入れており、令和2年9月には京都府から重点医療機関として指定されました。

令和2年4月に病院長を本部長として立ち上げた新型コロナウイルス対策本部を中心とし、病院が一体となって対応を行うことで、新型コロナウイルス感染症にも対応しつつ、附属病院が担うべき高度先進医療の提供を維持できるよう努めました。

## 効率的な病院運営に向けた取り組み

### 附属病院の財務状況

令和2事業年度の附属病院収入は約381億円となり、前事業年度と比較すると約21億円減と大幅に減少しています。この減少は、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制構築のために手術枠制限や受入病床の確保等で患者数が減少したことによる影響が大きく、経営は非常に厳しい状況でした。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した借入金償還猶予の措置や、診療報酬上の加算措置や補助金の措置など、医療機関に対する国や自治体からの財政支援を受けつつ、新型コロナウイルスによる経営への影響を最小限に抑えるための手術枠の管理や病床運用によって稼働の向上を図り、経営の改善に努めました。

今後も新型コロナウイルス感染症対応を行いつつ、高度な機能を有する病院として、また広域かつ地域に開かれた病院としての使命を果たし、社会の期待に応えていくとともに、経営基盤の強化、病院運営の効率化に努めてまいります。

**附属病院収入**

（単位：百万円）

| 区分 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 附属病院収入 | 38,396 | 40,256 | 38,096 | △5.4% |

**患者数**

（単位：人）

| 区分 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 入院 | 331,926 | 329,445 | 277,324 | △15.8% |
| 外来 | 685,753 | 682,800 | 599,079 | △12.3% |
| 合計 | 1,017,679 | 1,012,245 | 876,403 | △13.4% |

### 経営改善タスクフォースの立ち上げ

今後の新型コロナウイルス感染症の影響を正確に評価することは困難ですが、引き続き附属病院の経営に大きな影響を与えることは避けられず、経営基盤の強化が必須です。

そのため、全診療科長が構成員となる経営改善タスクフォースを令和3年4月に立ち上げ、病院一体となって経営改善に取り組む体制を構築しました。

ベッドコントロール、ケアユニット最大活用など、経営改善の効果が期待できる取り組みごとにワーキンググループを発足し、経営基盤強化に向けて早期の実施を検討しているところです。

経営改善タスクフォースのもと、病院全体で経営基盤の強化に取り組み、令和4年度以降も見据えた抜本的な経営改善の実現を目指します。

# 社会連携の推進に向けて

Contributions to Society

## 未来を担う次世代の育成のために

### 高大接続による知的卓越人材育成事業（ELCAS）

対面授業を行っていた際の授業の様子

オンライン授業を聴講する受講生

オンライン授業での実験の様子

本学は社会連携活動として、世界中から集う学生・研究者・芸術家・地域住民などあらゆる人々との活発な交流を行い、地域再生・活性化等に貢献しています。

そのうち高大連携活動の一環として、本学では高大接続による知的卓越人材育成事業（ELCAS）の推進および新規展開に取り組み、未来を担う世代の育成を行っています。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、対面での実施を全面的に中止し、「えるきゃすオンライン2020」として理系・文系併せて18講座を開講しました。オンライン開催となった本年度については、対面集合では参加が難しかった遠方からの申込みも大幅に増加しました。（受講生全体の推移：令和元年度232名、令和2年度341名。近畿二府四県以外からの受講生比率：令和元年度23.7%、令和2年度39.3%。）

「えるきゃすオンライン2020」では、理系・文系分野への開講を引き続き実施し、授業の質を落とさないためにも、TA（ティーチング・アシスタント）の増員を図ったり、授業教材をこまやかに手配したりするなどの対応をとりました。また、実験・実習や受講生同士のディスカッションもオンライン上で行い、意欲と主体性を持った人材の育成に資する教育を継続しています。受講生からは、「実際の研究室の映像や、講師の説明などを通して研究することへのイメージがつかめました。」「学問の幅広さを感じることができたので、自分にあった学問探しをこれからもっと活動的に行おうと思えました。」といった感想が寄せられました。

**京都大学ELCAS**

主体的に学びを究めようとする高校生が高度な学術にふれる機会を拡大させることで、研究型大学ならではの次世代の育成を目指しています。

無料　年1回

### 高大連携・入試広報ポータルサイト「LEOPARD」

対面集合が困難な状況においても、高大連携事業を安定的・継続的に推進していくため、高大連携・入試広報ポータルサイト「LEOPARD（Learn and Enhance, Online Platform for Ambitious Research Discovery＝学び高めよ、大志ある探究のためのオンラインプラットフォーム）」を、令和2年8月より本格稼働させました。本学教員による模擬授業並びに大学紹介等の動画は、企画終了後もアーカイブとして限定公開しており、高校生が時間に制約されることなく振り返り学習や反復視聴を行うのに役立っています。

CHECK! WEB　**高大連携・入試広報ポータルサイト「LEOPARD」は、こちらから閲覧いただけます。**
https://kyoto-leopard.com/

## 京大に触れる、多彩なイベント

本学ではアウトリーチ活動の一環として、一般の方も参加可能な多彩なイベントを開催しています。その一部をご紹介します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催の有無等が従来と異なる可能性がございますので、詳細は各イベントのHPをご確認ください。

**京都大学アカデミックデイ**

市民や研究者、文系、理系を問わず、誰もが学問の楽しさ・魅力に気付くことができる「対話」の場となることを目指している企画です。

無料　年1回

**公開講座 春秋講義**

昭和63年より続く人気公開講座。年に2回、春と秋にテーマを設け開講。令和2年度はオンラインで開催し、全国から2,000名を超える申し込みがありました。

無料　年2回

**京都大学未来フォーラム**

さまざまな分野で活躍する本学卒業生が、学生や今の社会を生きるみなさまにとって、素晴らしい未来を志向するヒントとなるようなメッセージを発信します。

無料　年数回

**京大ウィークス**

北海道から九州まで、本学が全国に数多く抱える教育研究施設を活用し、さまざまなイベントを開催。参加者の知的好奇心を刺激します。

無料　年1回　子供もオススメ

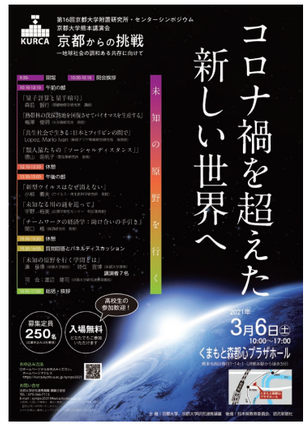


**京都大学地域講演会**

伝統的に蓄積してきた高度な学術および知的資源に加え、最先端の教育・研究成果等を広く社会に還元するため、全国で地域講演会を開催しています。

無料　年1回

**京都大学総合博物館企画展・特別展**

京都大学総合博物館では、貴重な学術標本資料の常設展示に加え、力の入った企画展・特別展を開催しています。

年数回　子供もオススメ

CHECK! WEB　**本学の社会連携活動は、こちらから閲覧いただけます。**
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/social/

※参加費が無料であっても、通信にかかる設備費や通信費などは各自負担いただくことや、一部保険料等を負担いただくことがございます。詳細は各イベントのHPをご確認ください。

# グローバル化の推進に向けて

Globalization

## 外国人留学生の受入の拡充に向けた取り組み

### Kyoto University International Undergraduate Program（Kyoto iUP）の推進

KYOTO UNIVERSITY International Undergraduate Program

優秀で志の高い留学生を学部段階から積極的に受け入れ、日本人学生とともに学ばせる教育プログラム「Kyoto University International Undergraduate Program（Kyoto iUP）」への募集は、平成28年度に開始以降、令和2年度で5期目となりました。令和2年度の広報・リクルート活動は、新型コロナウイルスの影響を受け、現地渡航による対面でのコミュニケーションが困難な状況下でしたが、オンラインで精力的に実施しました。

オンライン学生説明会やオンライン教員懇談会等のイベントをASEAN6か国（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン）をはじめ、全世界を対象に合計23イベントを実施した結果、1,000名を超える学生・保護者・教員にアプローチすることができました。

また、本プログラムのウェブサイトや動画コンテンツを拡充し、インターネット上の情報から確実に出願に繋がるよう、訴求力のあるコンテンツ開発にも注力しました。特に、動画コンテンツであるKyoto iUPのYouTubeチャンネルでは、本プログラム在籍生の協力も得て、本学のバーチャルツアーや学生生活の紹介動画等を通して本プログラムの魅力を伝えられるようにしました。

これらの取り組みの結果、令和2年11月から出願受付を開始した予備教育履修生選抜審査では、前回の366名から30%以上増加し、482名（44の国・地域）の出願者を得ました。志願者の質の観点からも、各国・地域のトップ高校の成績最上位者や国際学術オリンピックのメダリストなど、世界レベルの最優秀学生が複数出願したことは大きな成果だと考えています。

選抜審査も完全オンラインで実施し、国際高等教育院の教員や志願者が応募した学部学科の教員も加え、英語による精度の高い面接審査をスムーズに実施できました。その結果、令和2年度選抜では27名が合格となりました。

**Kyoto iUP の志願者数**

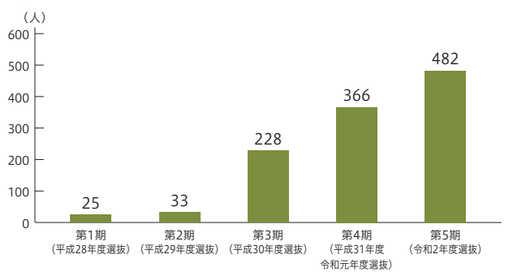


**Kyoto iUP の合格者数**

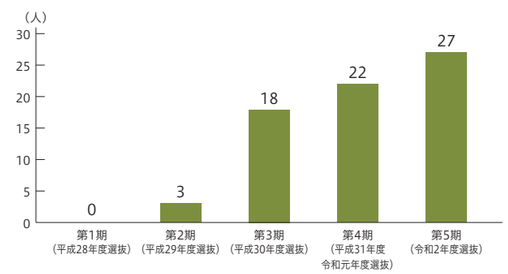


CHECK! WEB Kyoto iUPの活動については、ホームページでも紹介しています。
https://www.iup.kyoto-u.ac.jp/

## 国際競争力の向上を目指して

### 戦略的パートナーシップ協定を新たに3大学と締結

戦略的パートナーシップ協定とは、各部局での活発な研究交流を分野横断的に展開させるとともに、新たな学術分野での共同研究や人材の流動性を促進するため、大学間の合意に基づいて連携を強化していくことを約束するものです。

令和2年度は、チューリヒ大学（スイス）、ハンブルク大学（ドイツ）、国立台湾大学（台湾）の3大学と新たに本協定を締結しました。各大学との調印式はオンラインで実施されましたが、将来の対面での再会を願い、学長同士が画面に向かって「エア」握手を交わす場面も見られました。

これらの締結により、戦略的パートナー校は、令和元年度に締結したウィーン大学（オーストリア）とボルドー大学（フランス）と合わせて、5大学となりました。分野横断的で持続的な国際交流をより一層深化させ、本学が世界の有力大学に伍するために更なる国際競争力の向上を目指していきます。

チューリヒ大学との協定締結の様子（左から、チューリヒ大学Schwarzenegger副学長、湊プロボスト 理事・副学長、山極総長、河野副学長（役職は締結当時））

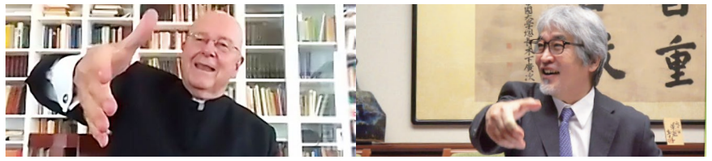

ハンブルク大学との協定締結の様子（左から、ハンブルク大学Lenzen学長、山極総長（役職は締結当時））

国立台湾大学との協定締結の様子（左から、国立台湾大学Kuan学長、湊プロボスト 理事・副学長、山極総長、河野副学長（役職は締結当時））

CHECK! WEB 本学の国際交流活動については、ホームページでも紹介しています。
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/international

## SDGsやESDなど国際社会の動向の理解促進

### 京都大学ユネスコチェアWENDIによる大学院生への教育プログラム提供と日本ユネスコ国内委員会への貢献

本学は、現代社会が直面するさまざまな課題の解決に取り組む知識・技術・広い視野を備えた人材を育成することを目的に、平成30年度に水・エネルギー・災害研究に関するユネスコチェア（WENDI）を設立しました。学生の自主的な学びを尊重しつつ、学問分野の垣根を越えた新たな学際的な高等教育における持続可能開発教育・研究（HESD）の質が保証された教育プログラム（WENDI-HESDプログラム）を提供すること、また国連・国際機関、ほかのユネスコチェアあるいはユネスコセンター、政府機関、大学・研究機関および民間組織の卓越した研究者・教員と協働することにより、SDGsの達成およびレジリエントな社会の構築に貢献することを基本方針としています。

WENDI-HESDプログラムでは、これまで6研究科から102名の履修者がおり、そのうち44名に修了証を授与しました。

また、文部科学省のSDGs担い手育成事業により屋久島スクールと国際フォーラムを実施しました。ユネスコ世界遺産の屋久島の歴史、人・自然・社会のつながりについて、多くの学びを得ました。ユネスコ等の国連機関の役割をはじめ、持続可能な開発目標（SDGs）や持続可能開発教育（ESD）等の国際的活動についても学生の理解促進を図りました。

CHECK! WEB 京都大学ユネスコチェアWENDIの活動については、ホームページでも紹介しています。
https://wendi.kyoto-u.ac.jp/

屋久島スクールの様子は、ホームページでも紹介しています。
https://resilience-initiative.com/special-initiative/#final

ユネスコチェアとWENDIのロゴ

# 京都大学の会計情報

Section 4


53　財務担当理事メッセージ

54　総事業費（受入額）の概況

55　令和2事業年度決算　財務ハイライト

57　財務諸表等の要約

62　国立大学法人会計の仕組み


京都大学 白浜水族館（撮影：京都通信社）

# 財務担当理事メッセージ

Message

## 令和2事業年度を振り返って

令和２年10月より、理事（財務・入試担当）・副学長を拝命しました。新型コロナウイルス感染症拡大の中での着任となりましたが、世界経済が異次元の危機に直面して転換局面を迎えており、我が国においても雇用、経済、財政が悪化する中、財務担当理事としてその任務の重要性と責任を再認識しています。

さて、現在我が国では、一般会計歳入の約３分の１を公債金に依存するなど、厳しい状況下にあります。このような状況の中で、政府は経済再生と財政健全化の達成に向け徹底した歳出改革に取り組むとともに、国立大学法人には、教育・研究・医療活動の高い質を確保しつつ戦略的な経営強化の必要性を説くなど、より一層の改革の実行を求めてきました。加えて令和元事業年度から導入された、客観・共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みである「成果を中心とする実績状況に基づく配分」において、令和２事業年度からは教育研究や学問分野ごとの特性を反映した指標が追加されるとともに、配分割合・変動幅が拡大されるなど、成果や実績による客観的な評価を通じて、第４期中期目標期間に向けた一層の経営改革の推進も求められています。

また、第４期中期目標期間では、国立大学が自らのミッションに基づいて、自律的・戦略的な経営を進め、社会のさまざまなステークホルダーと互恵的に協働することを通じて信頼関係を深め、社会変革や地域の課題解決を主導していくことを期待されています。

他方、平成16年４月の国立大学法人化時点を基準として、国立大学法人運営費交付金の減少等、大学の裁量をもって編成可能な基盤的な経費は縮小傾向にあります。さらに令和２事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の中、学内での感染防止対策、修学が困難となった学生への支援など、本学でもさまざまな財政支援を実施してまいりました。このような刻々と変化する昨今の状況において、今後の戦略的な運営を行うために、安定的に財源を確保すると同時に、メリハリのある計画的財政運営を行うことが必要だと感じています。そのため、財政基盤となる運営費交付金に加えて競争的資金等の拡充を目指していきます。

本学を日頃より支えてくださっているみなさまにおかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますと幸甚に存じます。

理事（財務・入試担当）・副学長　**村上 章**

**運営費交付金増減率**（平成16年度比）

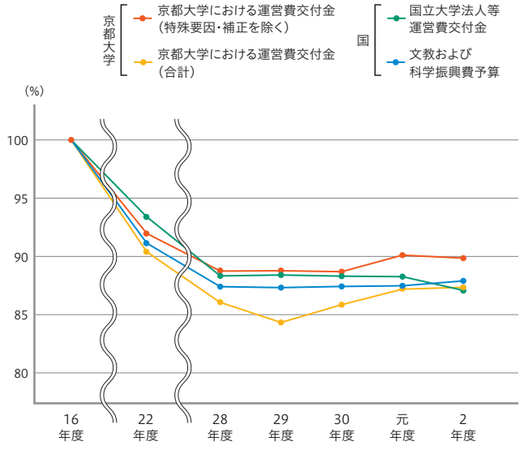


**主な運営財源の推移**

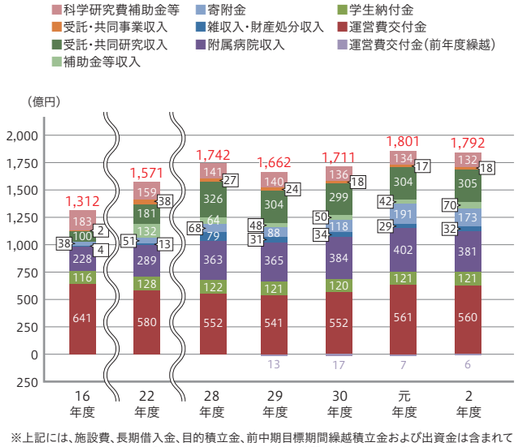


※上記には、施設費、長期借入金、目的積立金、前中期目標期間繰越積立金および出資金は含まれていません。また、運営財源の合計額に運営費交付金（前年度繰越）は含まれていません。

# 総事業費（受入額）の概況

Amount Received

## 主な運営財源の推移

令和２事業年度の本学の総事業費（受入額）は、前事業年度より９億円減少し1,792億円となりました。減少の主な要因は、附属病院収入の減少です。

附属病院収入の減少（△21億円）の要因は、新型コロナウイルス感染症対応として、受入病床の確保等で患者数が減少したこと等に伴うものです。

外部資金のうち、補助金等収入（+28億円）については大きく増加しています。また、受託・共同研究等収入（+2億円）は増加している一方で、科学研究費補助金等（△2億円）は新型コロナウイルス感染症の影響で次年度への繰越が多く発生したため、受入額が減少しています。

**受託・共同研究収入** 受入額／件数

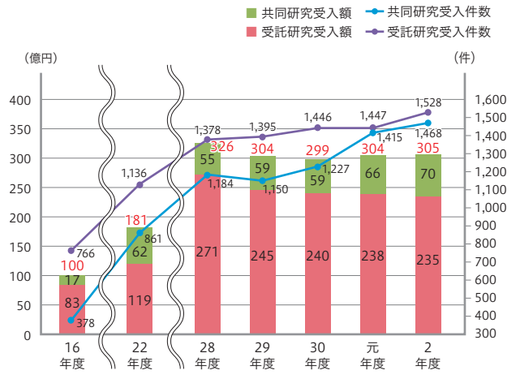


**補助金等収入** 受入額／件数

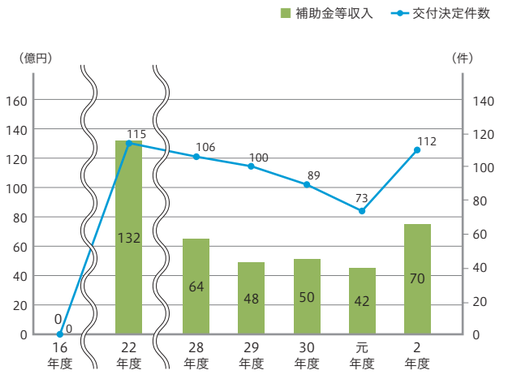


**科学研究費補助金等** 受入額／件数

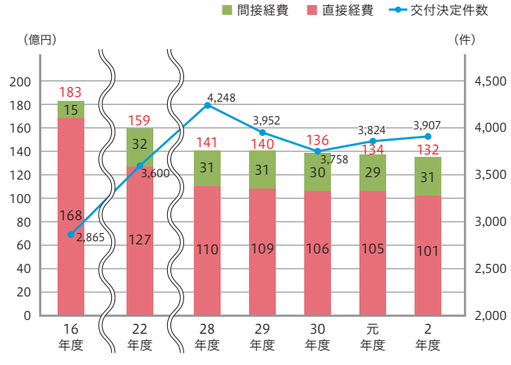


**寄附金** 受入額／件数

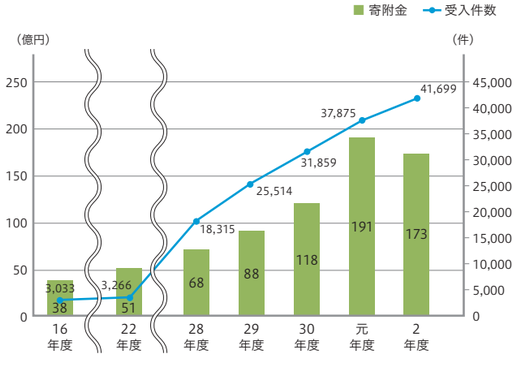


本学がこれまで果たしてきた多様な役割に加え、社会からの期待や要請に応え、新たな課題解決の、社会変革の原動力となるためには、限られた資源の有効活用を一層図るだけでなく、新たな改革に取り組んでいく必要があります。本学は、京都大学の改革と将来構想を踏まえて、第３期中期計画を着実に実行し、第４期中期計画を見据えながら、自己収入の拡充や競争的資金等のさらなる獲得に努めることにより、多角的な視野から財政基盤の強化を図っていくとともに、経費の計画的かつ適正な執行に努めています。

# 令和2事業年度決算 財務ハイライト

Financial Highlights

## 貸借対照表の概要

（単位：億円）

| 資産の部 | （元年度） | 2年度 | 増減 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| 土地 | (1,630) | **1,630** | 0 | 31.5% |
| 建物等※1 | (1,699) | **1,643** | △56 | 31.8% |
| 工具器具備品等※2 | (230) | **235** | 5 | 4.5% |
| 図書 | (348) | **350** | 2 | 6.8% |
| 建設仮勘定※3 | (22) | **39** | 17 | 0.7% |
| 投資有価証券 | (121) | **121** | 0 | 2.3% |
| 関係会社有価証券※4 | (73) | **98** | 25 | 1.9% |
| 長期性預金 | (35) | **35** | — | 0.7% |
| 現金及び預金※5 | (768) | **781** | 13 | 15.1% |
| 金銭の信託 | (51) | **60** | 9 | 1.2% |
| 有価証券 | (15) | **10** | △5 | 0.2% |
| 未収入金 | (109) | **107** | △2 | 2.1% |
| その他 | (61) | **62** | 1 | 1.2% |
| **資産合計** | (5,162) | **5,171** | 9 | 100.0% |

| 負債の部 | （元年度） | 2年度 | 増減 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| 資産見返負債 | (800) | **795** | △5 | 15.4% |
| 借入金※6 | (345) | **373** | 28 | 7.2% |
| 長期未払金 | (59) | **52** | △7 | 1.0% |
| 寄附金債務※7 | (477) | **496** | 19 | 9.6% |
| 未払金 | (176) | **170** | △6 | 3.3% |
| その他※8 | (145) | **173** | 28 | 3.3% |
| **負債合計** | (2,002) | **2,059** | 57 | 39.8% |

| 純資産の部 | （元年度） | 2年度 | 増減 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| 資本金 | (2,682) | **2,682** | — | 51.9% |
| 資本剰余金※9 | (135) | **112** | △23 | 2.2% |
| 利益剰余金※10 | (364) | **317** | △47 | 6.1% |
| 当期未処分利益・未処理損失 | (△21) | **1** | 22 | 0.0% |
| **純資産合計** | (3,160) | **3,112** | △48 | 60.2% |
| **負債・純資産合計** | (5,162) | **5,171** | 9 | 100.0% |

### 【貸借対照表に関する特記事項】

**【資産】**

(※1) 建物等△56億円：
ウイルス再生研3号館の改修、特高変電所の受変電設備の改修等による増加（+52億円）と、減価償却累計額の増加（△108億円）

(※2) 工具器具備品等+5億円：
取得した工具器具備品等の増加（+29億円）と、減価償却累計額の増加（△24億円）

(※3) 建設仮勘定+17億円：
附属病院の中央診療棟・北病棟の改修工事等による増加

(※4) 関係会社有価証券+25億円：
産業競争力強化法に基づくイノベーション京都2021投資事業有限責任組合等への出資による増加

(※5) 現金及び預金+13億円：
業務活動によるキャッシュフロー（+157億円）、投資活動によるキャッシュフロー（△42億円）、財務活動によるキャッシュフロー（+18億円）
なお、キャッシュフロー計算書には、資金の範囲の相違による影響（定期預金の取得による支出および払戻による収入）が含まれています。(△120億円)

**【負債】**

(※6) 借入金+28億円：
(独)大学改革支援・学位授与機構からの新規借入による増加（+37億円）と、当期返済による減少（△9億円）

(※7) 寄附金債務+19億円：
寄附金の未使用額である寄附金債務の増加

(※8) その他（負債の部）+28億円：
新型コロナウイルスの影響による預り金（科学研究費補助金等）の繰越増等による増加

**【純資産】**

(※9) 資本剰余金△23億円：
施設整備費補助金等を財源とする固定資産の取得による増加（+49億円）と、出資資産や施設整備費補助金等で購入した資産の減価償却費相当額の累計である損益外減価償却累計額等の増加（△72億円）

(※10) ここでの「利益剰余金」は前中期目標期間繰越積立金、教育研究等積立金、積立金の合計を表しています。

## 損益計算書の概要

（単位：億円）

| | （元年度） | 2年度 | 増減 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| **経常費用** | | | | |
| 人件費※1 | (693) | **700** | 7 | 43.1% |
| 教育経費※2 | (71) | **79** | 8 | 4.9% |
| 研究経費 | (204) | **201** | △3 | 12.4% |
| 診療経費※3 | (290) | **274** | △16 | 16.9% |
| 教育研究支援経費 | (25) | **25** | 0 | 1.5% |
| 受託研究費等 | (307) | **310** | 3 | 19.1% |
| 一般管理費 | (36) | **34** | △2 | 2.1% |
| 借入金利息等 | (3) | **1** | △2 | 0.0% |
| **経常費用合計** | (1,629) | **1,624** | △5 | 100.0% |
| **臨時損失** | (21) | **1** | △20 | |
| **計** | | **1,625** | | |
| **当期総利益（損失）※4** | (△21) | **1** | 22 | |

| | （元年度） | 2年度 | 増減 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|
| **経常収益** | | | | |
| 運営費交付金収益※5 | (544) | **536** | △8 | 33.2% |
| 学生納付金収益 | (136) | **136** | 0 | 8.4% |
| 附属病院収益※6 | (405) | **379** | △26 | 23.5% |
| 受託研究等収益 | (309) | **309** | 0 | 19.2% |
| 寄附金収益 | (54) | **58** | 4 | 3.6% |
| 補助金等収益※7 | (34) | **62** | 28 | 3.8% |
| 科研費等間接経費 | (28) | **29** | 1 | 1.8% |
| その他収益 | (97) | **104** | 7 | 6.5% |
| **経常収益合計** | (1,607) | **1,613** | 6 | 100.0% |
| **臨時利益** | (9) | **2** | △7 | |
| **目的積立金等取崩** | (13) | **11** | △2 | |
| **計** | | **1,626** | | |

### 【損益計算書に関する特記事項】

**【経常費用（△5億円）】**

(※1) 人件費+7億円：
常勤職員にかかる人件費等が増加したことによる増加等

(※2) 教育経費+8億円：
新型コロナウイルス感染症対応として、授業料免除枠の追加、京都大学緊急給付型奨学金等の緊急学生支援プランを実施したことによる増加等

(※3) 診療経費△16億円：
新型コロナウイルス感染症患者の受入体制構築のための手術枠制限や受入病床の確保等で患者数が減少したことに伴う減少等

**【当期総利益（+1億円）】**

(※4) 令和2事業年度の当期総利益（1億円）は、全額が本学の運営努力による利益であり、文部科学大臣の経営努力認定を受けた後、次年度以降の教育・研究・診療を充実させるために、中期計画の剰余金の使途に従って使用することが認められています。※詳細は65〜66ページ参照

**【経常収益（+6億円）】**

(※5) 運営費交付金収益△8億円：
災害支援関連経費等の特殊な要因による経費等を翌年度へ繰り越したことによる当年度の収益の減少等

(※6) 附属病院収益△26億円：
新型コロナウイルス感染症患者の受入体制構築のための手術枠制限や受入病床の確保等で患者数が減少したことに伴う減少等

(※7) 補助金等収益+28億円：
文部科学省や京都府からの新型コロナウイルス対応にかかる補助金の受入額増加等

### 建物等（建物・構築物）の推移

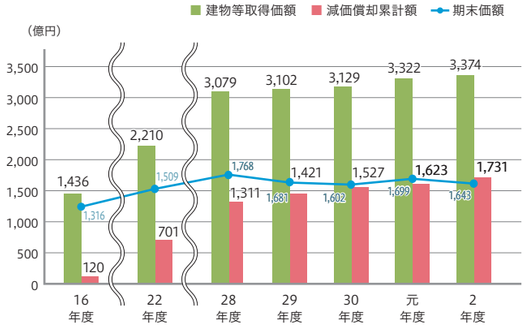


### 工具器具備品等（工具器具備品・機械装置）の推移

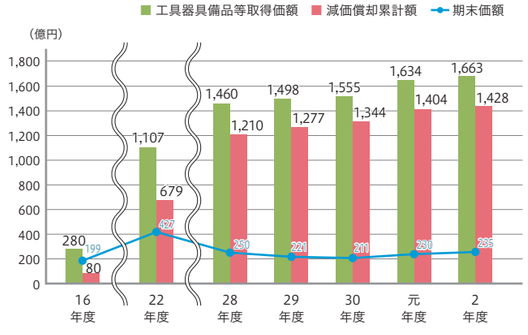


### 役員・教員・職員人件費（退職給付を除く）の推移

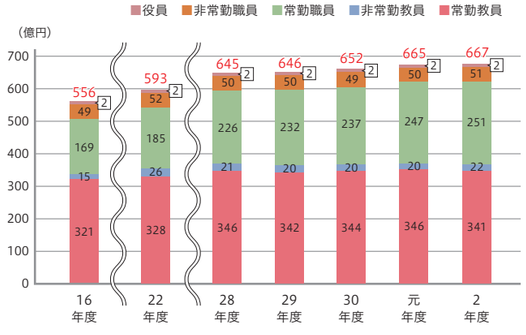


報告書に掲載している関連の情報は、以下のウェブサイトで公表しています。

CHECK! WEB 令和２事業年度（第17期）財務諸表等
https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/disclosure/accounting.html

財務諸表等は、国立大学法人法に基づき監事監査を受けるとともに、本学の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けています。

財務諸表等の要約

# 貸借対照表

貸借対照表とは、財政状態を明らかにするために、決算日におけるすべての資産（土地、建物、工具器具備品、現金及び預金等）、負債（運営費交付金債務、未払金等）および純資産（政府出資金、資本剰余金等）を表示するものです。

## 資産の部

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

| 科目 | 16年度（H17.3.31） | 元年度（R2.3.31） | 2年度（R3.3.31） | 増△減（前年比較） |
|---|---|---|---|---|
| **固定資産** | **354,199** | **420,381** | **419,658** | **△ 723** |
| 土地 | 165,894 | 163,041 | 163,041 | – |
| 減損損失累計額※1 | – | △ 34 | △ 103 | △ 69 |
| 建物 | 131,429 | 303,618 | 307,291 | 3,673 |
| 減価償却累計額 | △ 11,088 | △ 148,264 | △ 157,912 | △ 9,648 |
| 減損損失累計額※1 | – | △ 16 | △ 16 | 0 |
| 構築物 | 12,141 | 28,584 | 30,068 | 1,484 |
| 減価償却累計額 | △ 924 | △ 14,030 | △ 15,164 | △ 1,134 |
| 減損損失累計額※1 | – | △ 0 | △ 0 | – |
| 工具器具備品 | 27,953 | 162,697 | 165,569 | 2,872 |
| 減価償却累計額 | △ 8,021 | △ 140,031 | △ 142,403 | △ 2,372 |
| 図書 | 29,676 | 34,752 | 35,031 | 279 |
| 美術品・収蔵品 | 706 | 930 | 939 | 9 |
| 建設仮勘定 | 339 | 2,200 | 3,903 | 1,703 |
| 特許権 | 10 | 606 | 567 | △ 39 |
| 借地権 | 1,205 | 1,259 | 1,259 | – |
| ソフトウェア | 452 | 173 | 170 | △ 3 |
| 投資有価証券※2 | 4,071 | 12,106 | 12,135 | 29 |
| 関係会社株式 | – | 189 | 202 | 13 |
| その他の関係会社有価証券※3 | – | 7,338 | 9,833 | 2,495 |
| 長期性預金 | – | 3,500 | 3,500 | – |
| その他 | 355 | 1,760 | 1,743 | △ 17 |
| **流動資産** | **29,600** | **95,837** | **97,402** | **1,565** |
| 現金及び預金 | 22,951 | 76,784 | 78,037 | 1,253 |
| 未収学生納付金収入※4 | 255 | 307 | 298 | △ 9 |
| 徴収不能引当金※5 | △ 80 | △ 59 | △ 58 | 1 |
| 未収附属病院収入※4 | 4,934 | 7,475 | 7,263 | △ 212 |
| 徴収不能引当金※5 | △ 309 | △ 71 | △ 70 | 1 |
| 未収入金※4 | 65 | 3,227 | 3,222 | △ 5 |
| 金銭の信託 | – | 5,129 | 5,994 | 865 |
| 有価証券※6 | 1,032 | 1,499 | 999 | △ 500 |
| たな卸資産 | 47 | 800 | 773 | △ 27 |
| 医薬品及び診療材料 | 666 | 518 | 633 | 115 |
| その他 | 37 | 224 | 307 | 83 |
| **資産合計** | **383,799** | **516,218** | **517,060** | **842** |

（※1）減損処理（固定資産の使用実績が、取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し、回復の見込みがないと認められる場合等に、当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理）により資産の価額を減少させた累計額です。

（※2）国債、地方債、政府保証債その他の債券であり、そのうち期末日の翌日から起算して償還日が１年を超えて到来するものです。

（※3）投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券です。

（※4）通常の業務活動により発生した未収債権であり、未収学生納付金収入、未収附属病院収入およびそれ以外に分けて表示しています。

（※5）将来において、徴収できない可能性の高い未収債権に対する引当金です。

（※6）国債、地方債、政府保証債その他の債券であり、そのうち期末日の翌日から起算して償還日が１年以内に到来するものです。

## 負債の部

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

| 科目 | 16年度（H17.3.31） | 元年度（R2.3.31） | 2年度（R3.3.31） | 増△減（前年比較） |
|---|---|---|---|---|
| **固定負債** | **95,567** | **126,307** | **127,042** | **735** |
| 資産見返負債※7 | 46,663 | 80,025 | 79,495 | △ 530 |
| 大学改革支援・学位授与機構債務負担金※8 | 35,043 | 1,681 | 1,292 | △ 389 |
| 長期借入金 | 12,417 | 30,856 | 33,345 | 2,489 |
| 長期未払金 | 1,442 | 5,883 | 5,186 | △ 697 |
| その他 | – | 7,860 | 7,722 | △ 138 |
| **流動負債** | **38,037** | **73,943** | **78,835** | **4,892** |
| 運営費交付金債務※9 | 813 | 1,092 | 1,354 | 262 |
| 寄附金債務※10 | 9,942 | 40,057 | 42,066 | 2,009 |
| 前受受託研究費等※11 | 297 | 7,727 | 9,216 | 1,489 |
| 一年以内返済予定大学改革支援・学位授与機構債務負担金※8 | 3,600 | 842 | 776 | △ 66 |
| 一年以内返済予定長期借入金 | 6,125 | 1,132 | 1,858 | 726 |
| 未払金 | 15,145 | 17,629 | 16,987 | △ 642 |
| その他 | 2,112 | 5,461 | 6,575 | 1,114 |
| **負債合計** | **133,605** | **200,250** | **205,878** | **5,628** |

## 純資産の部

| 科目 | 16年度（H17.3.31） | 元年度（R2.3.31） | 2年度（R3.3.31） | 増△減（前年比較） |
|---|---|---|---|---|
| **資本金** | **244,529** | **268,182** | **268,182** | – |
| 政府出資金※12 | 244,529 | 268,182 | 268,182 | – |
| **資本剰余金** | **△ 454** | **13,533** | **11,184** | **△ 2,349** |
| 資本剰余金 | 10,295 | 146,385 | 151,306 | 4,921 |
| 損益外減価償却累計額※13 | △ 10,749 | △ 131,643 | △ 138,427 | △ 6,784 |
| 損益外減損損失累計額※14 | – | △ 57 | △ 125 | △ 68 |
| 損益外有価証券損益累計額（その他）※15 | – | △ 1,160 | △ 1,577 | △ 417 |
| その他 | – | 9 | 9 | 0 |
| **利益剰余金** | **6,118** | **34,252** | **31,815** | **△ 2,437** |
| 前中期目標期間繰越積立金※16 | – | 32,807 | 28,741 | △ 4,066 |
| 教育研究等積立金※16 | – | 1,594 | 970 | △ 624 |
| 積立金※16 | – | 1,978 | 1,978 | – |
| 当期未処分利益（未処理損失） | 6,118 | △ 2,127 | 125 | 2,252 |
| **純資産合計** | **250,193** | **315,968** | **311,182** | **△ 4,786** |
| **負債・純資産合計** | **383,799** | **516,218** | **517,060** | **842** |

（※7） 国立大学法人会計基準に基づき、運営費交付金等で減価償却資産を取得した場合に取得原価に相当する金額を負債から振り替え、当該資産が費用化（減価償却費）される時点において資産見返負債戻入として収益化する会計処理のための科目です。（64ページ参照）

（※8） 法人化の際に、国立学校特別会計から（独）大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための同機構への拠出債務です。

（※9） 国から交付された運営費交付金の未使用相当額です。

（※10）寄附者が使途を特定した寄附金および本学が使用に先立ってあらかじめ計画的に使途を特定した寄附金の未使用相当額です。

（※11）受託研究等収入（共同研究収入および受託事業収入等を含む）を受領したもののうち、受託研究等が終了していない場合に計上される科目です。

（※12）政府からの金銭出資および金銭以外の財産による現物出資の金額の累計額です。

（※13）国立大学法人会計基準に基づき、施設整備費補助金等で減価償却資産を取得した場合に減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産にかかる減価償却累計額です。（64ページ参照）

（※14）固定資産の減損にかかる国立大学法人会計基準に基づき、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず発生した減損にかかる減損損失累計額です。

（※15）産業競争力強化法第21条に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施することで得られる有価証券にかかる投資事業組合損益累計額、関係会社株式評価損累計額です。

（※16）前中期目標期間繰越積立金：中期目標期間最終年度における積立金のうち、文部科学大臣より次期中期目標期間への繰越が承認された前中期目標期間繰越積立金の残額です。
教育研究等積立金：経営努力認定（文部科学大臣の承認）を受けた目的積立金の残額です。
積立金：経営努力認定以外の資金の裏付けのない積立金の残額です。
（いずれも66ページ参照）

財務諸表等の要約

# 損益計算書

損益計算書とは、運営状況を明らかにするために、一事業年度におけるすべての費用（教育経費、研究経費等）と収益（運営費交付金収益、学生納付金収益等）を表示するものです。

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

| 科目 | 16年度 (H16.4-H17.3) | 元年度 (H31.4-R2.3) | 2年度 (R2.4-R3.3) | 増△減 (前年比較) |
|---|---|---|---|---|
| **経常費用** | | | | |
| 業務費 | **108,304** | **159,008** | **158,852** | **△ 156** |
| 教育経費 | 3,802 | 7,130 | 7,884 | 754 |
| 研究経費 | 13,375 | 20,358 | 20,062 | △ 296 |
| 診療経費 | 18,461 | 29,014 | 27,440 | △ 1,574 |
| 教育研究支援経費 | 2,717 | 2,508 | 2,521 | 13 |
| 受託研究費等 | 9,015 | 30,685 | 30,941 | 256 |
| 人件費 | 60,931 | 69,312 | 70,002 | 690 |
| 一般管理費 | **5,273** | **3,633** | **3,414** | **△ 219** |
| 財務費用 | **1,662** | **154** | **86** | **△ 68** |
| 雑損 | **1** | **103** | **18** | **△ 85** |
| **経常費用合計** | **115,242** | **162,900** | **162,372** | **△ 528** |
| **経常収益** | | | | |
| 運営費交付金収益※1 | 61,062 | 54,409 | 53,602 | △ 807 |
| 学生納付金収益 | 13,164 | 13,644 | 13,570 | △ 74 |
| 附属病院収益 | 23,460 | 40,488 | 37,919 | △ 2,569 |
| 受託研究等収益 | 9,925 | 30,861 | 30,860 | △ 1 |
| 寄附金収益※2 | 3,668 | 5,352 | 5,765 | 413 |
| 補助金等収益※3 | – | 3,444 | 6,171 | 2,727 |
| 研究関連収入※4 | 1,494 | 2,843 | 2,920 | 77 |
| 資産見返負債戻入※5 | 5,755 | 6,538 | 6,420 | △ 118 |
| 財務収益 | 19 | 196 | 205 | 9 |
| その他 | 793 | 2,914 | 3,801 | 887 |
| **経常収益合計** | **119,345** | **160,693** | **161,239** | **546** |
| **経常利益（損失）** | **4,102** | **△ 2,206** | **△ 1,132** | **1,074** |
| **臨時損失** | **9,811** | **2,088** | **95** | **△ 1,993** |
| **臨時利益** | **11,826** | **919** | **230** | **△ 689** |
| **目的積立金取崩額** | **–** | **360** | **182** | **△ 178** |
| **前中期目標期間繰越積立金取崩額** | **–** | **887** | **940** | **53** |
| **当期総利益（損失）※6** | **6,118** | **△ 2,127** | **125** | **2,252** |

（※1）運営費交付金債務のうち、期間進行基準、業務達成基準、費用進行基準のいずれかの基準に応じて収益化したものです。
（※2）使途を特定して受け入れた寄附金において費用に充当した収益および使途を特定せず受け入れた寄附金にかかる収益です。
（※3）受け入れた補助金等において費用に充当した収益です。
（※4）科学研究費補助金等の間接経費の受入にかかる収益です。（62ページ参照）
（※5）運営費交付金等で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却相当額を資産見返負債から収益に振り替える会計処理のための科目です。（64ページ参照）
（※6）国立大学法人会計においては、原則として損益が均衡するように制度が設計されていますが、一部の会計処理においては運営努力の如何に関わらず利益や損失が生じることがあります。（65ページ参照）

財務諸表等の要約

# キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、資金の調達や運用状況を明らかにするため、一事業年度の資金の流れを「業務活動」・「投資活動」・「財務活動」の三つの区分に分けて表示するものです。

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

| 科目 | 16年度 (H16.4-H17.3) | 元年度 (H31.4-R2.3) | 2年度 (R2.4-R3.3) | 増△減 (前年比較) |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅰ. 業務活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 原材料、商品又はサービスの購入による支出 | △ 28,731 | △ 67,435 | △ 74,765 | △ 7,330 |
| 人件費支出 | △ 57,028 | △ 74,662 | △ 75,462 | △ 800 |
| その他の業務支出 | △ 3,646 | △ 3,477 | △ 4,027 | △ 550 |
| 運営費交付金収入 | 64,101 | 56,152 | 55,984 | △ 168 |
| 学生納付金収入 | 11,318 | 12,110 | 11,728 | △ 382 |
| 附属病院収入 | 22,777 | 40,255 | 38,095 | △ 2,160 |
| 受託研究等収入 | 10,200 | 31,969 | 32,825 | 856 |
| 補助金等収入 | – | 4,205 | 6,910 | 2,705 |
| 寄附金収入 | 12,701 | 12,193 | 17,284 | 5,091 |
| その他収入 | 3,147 | 5,611 | 7,100 | 1,489 |
| **業務活動によるキャッシュ・フロー** | **34,841** | **16,924** | **15,674** | **△ 1,250** |
| **Ⅱ. 投資活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 金銭の信託の取得による支出 | – | – | △ 500 | △ 500 |
| 有価証券の取得による支出 | △ 5,105 | △ 1,000 | △ 1,100 | △ 100 |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | – | 608 | 1,500 | 892 |
| 関係会社株式の取得による支出 | – | – | △ 3 | △ 3 |
| その他の関係会社有価証券の取得による支出※1 | – | △ 2,250 | △ 2,913 | △ 663 |
| 出資金の分配による収入 | – | 60 | – | △ 60 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出 | △ 6,030 | △ 27,133 | △ 17,602 | 9,531 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入 | 1 | 38 | 58 | 20 |
| 施設費による収入※2 | 3,428 | 4,606 | 4,285 | △ 321 |
| 施設費の精算による返還金の支出 | – | △ 56 | △ 160 | △ 104 |
| 定期預金の取得による支出 | – | △ 66,300 | △ 50,100 | 16,200 |
| 定期預金の払戻による収入 | 236 | 63,700 | 62,100 | △ 1,600 |
| **小計** | **△ 7,470** | **△ 27,726** | **△ 4,435** | **23,291** |
| 利息及び配当金の受取額 | 3 | 192 | 206 | 14 |
| **投資活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 7,467** | **△ 27,533** | **△ 4,228** | **23,305** |
| **Ⅲ. 財務活動によるキャッシュ・フロー** | | | | |
| 大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出 | △ 3,540 | △ 954 | △ 454 | 500 |
| 大学改革支援・学位授与機構からの借入れによる収入 | 165 | 9,737 | 3,730 | △ 6,007 |
| 大学改革支援・学位授与機構借入金の返済による支出 | – | △ 933 | △ 515 | 418 |
| PFI債務等の返済による支出 | – | △ 879 | △ 597 | 282 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | △ 0 | △ 279 | △ 268 | 11 |
| **小計** | **△ 3,375** | **6,690** | **1,893** | **△ 4,797** |
| 利息の支払額 | △ 1,554 | △ 149 | △ 86 | 63 |
| **財務活動によるキャッシュ・フロー** | **△ 4,929** | **6,541** | **1,806** | **△ 4,735** |
| **Ⅳ. 資金増加額（又は減少額）** | **22,444** | **△ 4,068** | **13,252** | **17,320** |
| **Ⅴ. 資金期首残高** | **–** | **50,852** | **46,784** | **△ 4,068** |
| **Ⅵ. 資金期末残高** | **22,444** | **46,784** | **60,037** | **13,253** |

（※1）投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく有価証券の取得にかかる支出額です。
（※2）施設整備費補助金および（独）大学改革支援・学位授与機構交付金の入金額です。

財務諸表等の要約

# 決算報告書（決算額）

決算報告書とは、国における会計認識基準に準じ、現金主義を基礎としつつ出納整理期の考え方を踏まえ、一部発生主義を取り入れて国立大学法人等の運営状況を収入・支出ベースで報告するものです。現金主義を基本としているため、減価償却資産の取得において損益計算書では資産の取得額を減価償却期間で按分した減価償却費を計上するところ、決算報告書では資産を取得した年度に取得額全額を計上するなどの違いがあります。

（単位：百万円）

| 区分 | 16年度（H16.4-H17.3） | 元年度（H31.4-R2.3） | 2年度（R2.4-R3.3） | 増△減（前年比較） |
|---|---|---|---|---|
| **収入** | | | | |
| 運営費交付金 | **64,101** | **56,837** | **56,564** | **△ 273** |
| 施設整備費補助金 | **3,096** | **4,349** | **4,163** | **△ 186** |
| 施設整備資金貸付金償還時補助金 | **1,125** | **－** | **－** | **－** |
| 補助金等収入 | **－** | **4,196** | **6,959** | **2,763** |
| 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 | **332** | **97** | **97** | **－** |
| 自己収入 | **34,810** | **55,255** | **53,464** | **△ 1,791** |
| 授業料、入学料及び検定料収入 | 11,575 | 12,126 | 12,095 | △ 31 |
| 附属病院収入 | 22,778 | 40,256 | 38,096 | △ 2,160 |
| 雑収入 | 457 | 2,873 | 3,273 | 400 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | **15,499** | **54,120** | **52,721** | **△ 1,399** |
| 引当金取崩 | **－** | **297** | **1,256** | **959** |
| 長期借入金収入 | **166** | **9,738** | **3,730** | **△ 6,008** |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩 | **－** | **1,408** | **2,097** | **689** |
| 目的積立金取崩 | **－** | **1,066** | **606** | **△ 460** |
| 出資金※1 | **－** | **2,310** | **2,913** | **603** |
| **計** | **119,129** | **189,673** | **184,570** | **△ 5,103** |
| **支出** | | | | |
| 業務費 | **91,754** | **110,869** | **109,087** | **△ 1,782** |
| 教育研究経費 | 70,230 | 70,843 | 70,439 | △ 404 |
| 診療経費 | 21,524 | 40,026 | 38,648 | △ 1,378 |
| 施設整備費 | **3,594** | **14,184** | **7,990** | **△ 6,194** |
| 補助金等 | **－** | **4,196** | **6,650** | **2,454** |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | **14,970** | **39,557** | **49,137** | **9,580** |
| 長期借入金償還金※2 | **6,221** | **2,000** | **1,025** | **△ 975** |
| 出資金※3 | **－** | **2,250** | **2,913** | **663** |
| **計** | **116,539** | **173,056** | **176,802** | **3,746** |
| **収入－支出** | **2,590** | **16,617** | **7,768** | **△ 8,849** |

（※1）国立大学法人が行う特定研究成果活用支援事業に対して国から交付された出資金です。
（※2）（独）大学改革支援・学位授与機構に対する債務負担金・借入金の償還に要する支出です。
（※3）国立大学法人が行う特定研究成果活用支援事業の実施に伴う出資金です。

# 国立大学法人会計の仕組み

## Ⅰ. はじめに

国立大学法人の会計は、一般に公正妥当と認められた企業会計原則に準拠することとされています。他方、国立大学法人は公的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としていません。また、主たる業務内容が教育・研究である等の特性も考慮する必要があります。国との関係においても、施設整備費補助金による施設の建設のように国立大学法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する支出など、国立大学法人の業績を評価する手段としての損益計算に含めることが合理的ではない支出も存在します。そこで、企業会計原則に必要な修正が加えられた基準として国立大学法人会計基準が定められています。ここでは、本学の財政状態や運営状況を理解するために必要な情報として、国立大学法人の活動を支える最大の収入源である運営費交付金の算定の仕組みや、業績評価等の観点から修正が加えられている国立大学法人会計の独特な仕組みについて、できる限り簡潔に説明します。

## Ⅱ. 国立大学法人の収入源

国立大学法人は、国からの運営費交付金、学生からの納付金や病院収入などの自己収入、受託研究費や寄附金、研究者個人に交付される科学研究費補助金等などの外部資金を原資として活動しており、収入源（財源）の性質に応じて会計処理が定められています。

運営費交付金は、国立大学法人の活動を支える資金のうち大きな割合を占める財源であり、各国立大学法人が中期目標・中期計画で計画した事業を実行するために措置されます。その額は、中期目標・中期計画の実行に必要な経費（運営費交付金対象事業費）と、その年に獲得できる自己収入を見積もり、その差額として算出されます。

運営費交付金対象事業費は、国立大学法人法第22条（業務の範囲等）の範囲内で実施される教育研究業務等の事業にかかる費用（外部資金で賄われる費用を除く）ですが、各国立大学法人に配分される運営費交付金は、上述のとおり、収支差により算定されるため、多く渡すことも少なく見積もることもなく、常に収支均衡となる仕組みが取られています。

なお、科学研究費補助金等はいわゆる競争的資金として一人または複数の研究者により行われる研究計画の研究代表者に交付される補助金であって、研究機関に交付されるものではありません。したがって、科学研究費補助金等は国立大学法人の収入に算入されていません。他方、その取扱事務は研究機関の事務局で処理することとされているため、国立大学法人において預り金として処理し、事務取扱いに要する間接費相当額は法人の収益として整理されています。

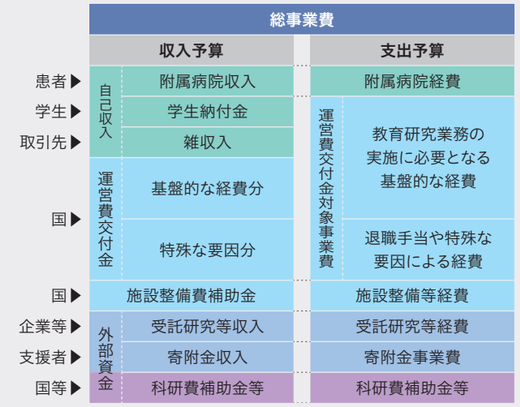


## Ⅲ. 国立大学法人と民間企業の違い

企業会計における財務報告の目的はさまざまですが、その一つに、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つ財務状況の開示が挙げられます。貸借対照表と損益計算書を通じて企業の財政状態および経営成績を開示することで、自己責任で将来を予測し投資判断をする人々に対して、投資意思決定に有用な情報を提供しています。

他方、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない国立大学法人も貸借対照表と損益計算書を開示しますが、損益計算書は経営成績ではなく、中期計画・年度計画に基づく国立大学法人の運営状況を明らかにするために開示されています。

| 主体 | 活動の主な目的 | 利益の獲得 |
|---|---|---|
| 民間企業 | 利害関係者の経済的利益最大化、企業価値最大化 | 目的とする |
| 大　学 | 公共的性格を有する教育・研究などの推進 | 目的としない |

# 国立大学法人会計の仕組み

## Ⅳ. 国立大学法人会計の独特な仕組み

### ▶ 費用と収益の考え方

企業における支出は、その業務活動のなかでより多くの収入を獲得するために必要と思われる犠牲であり、ある期間の費用の合計は、その期の収益を獲得するための原価と言えます。投資の成果は、最終的には、投下した資金と回収した資金の差額にあたるネット・キャッシュフローであり、各期の利益の合計がその額に等しくなるという関係にあるため、企業会計において、収益と費用の対応関係を示す損益決算書は、投資家による企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測等に役立つことが想定されています。

これに対して、利益の獲得を目的としない国立大学法人における支出は、教育研究にかかる国の事業を確実に実施するためになされ、より多くの収入をあげることは目的ではありません。また、「Ⅱ. 国立大学法人の収入源」で説明したとおり、国立大学法人に配分される運営費交付金は、基本的に収支差により算定され、常に収支均衡となる仕組みが取られています。したがって、中期目標・中期計画およびこれらに基づく年度計画どおりに事業を実施した場合、基本的にネット・キャッシュフローはゼロになります。

そこで、国立大学法人会計の損益計算書は、中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金等の財源措置が行われる業務についてはその範囲において損益が均衡するように構築されています。また、国立大学法人会計における収益は、国立大学法人が実施した業務に要した費用に対応する収入源を示しています。

### ▶ 損益均衡を前提とした会計処理（収益の認識基準）

国立大学法人会計は企業会計と同様に、費用については発生主義を、収益については実現主義を採用しており、この点で違いはありません。しかしながら、国立大学法人会計における収益の認識基準については、若干の説明が必要かもしれません。一般的に、実現主義に基づく収益は、①財貨または役務を提供し、②その対価として現金または現金同等物を受領した時に認識するとされています。

この考え方を運営費交付金に当てはめてみると、以下のとおりとなります。

（※）「期間進行基準」とは

負債を収益に振り替える処理を収益化と呼びますが、一般に教育研究などの業務進行度の客観的な測定は困難です。

そこで運営費交付金については、中期計画およびこれを具体化する年度計画等において計画された業務の進行と、交付された運営費交付金とが期間的に対応しているとみなして、交付された事業年度に運営費交付金債務を収益化すること（＝期間進行基準）を原則としています。

①運営費交付金は、受入時に負債に計上しますが、交付によって直ちに収益となるわけではありません。これは、将来提供する業務の対価としての現金を受領しただけであり、受入によって教育研究に関する業務を実施する義務を負ったと考えるためです。そこで、受け入れた現金に相当する負債（運営費交付金債務）を計上することになります。

②その後、教育研究などの業務が進行した場合、教育研究に関する業務を実施する義務を果たしたことになるため収益が実現したと考えます。そこで負債を順次収益に振り替えていきます。

③計画どおりに業務を実施した場合は、収入＝支出となるため損益は均衡しますが、経費節減等の運営努力により費用を節減した場合には、利益が生じることになります（詳細は「Ⅵ.運営努力による利益」をご覧ください）。

受入時に負債計上した後に収益を認識する財源には、上述の運営費交付金のほか、授業料や外部資金（科学研究費補助金等を除く）などがあります。また、運営費交付金は期間進行基準※により収益化されることが原則とされていますが、運営費交付金のほかにも国立大学法人はさまざまな資金を受け入れており、財源によって収益化の基準（期間進行基準、業務達成基準、費用進行基準等）が定められています。

### ▶ 損益均衡を前提とした会計処理（減価償却）

#### ❶減価償却費と同額の収益を計上する方法（財源別処理）

国立大学法人会計も企業会計と同様に、減価償却資産を購入した場合、取得に要した金額は取得した時に資産に計上し、その資産の減価償却費を償却期間にわたり認識します。そのため、原則として企業会計と同様に減価償却資産の取得価額に対応する収益と費用が同一期間に均衡することは生じないはずです。ところが、国立大学法人は業務運営の財源を主に運営費交付金に依存する一方、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていません。このような状況下で、中期計画・年度計画に基づく国立大学法人の運営状況を損益計算書において明らかにする必要があります。

そこで、国立大学法人会計では、取得した資産の減価償却費と同額の収益を計上することにより費用を収益と均衡させる国立大学法人会計特有の会計処理（財源別処理）が行われます。

【資産購入時の会計処理】
運営費交付金で購入した減価償却資産を資産計上するとともに、運営費交付金債務を取り崩し、教育研究などの業務の進行（減価償却費の発生）に応じて運営費交付金を収益化するために設定された負債科目（資産見返運営費交付金等）へ振り替えます。

【減価償却時の会計処理】
減価償却費の発生に伴い、資産見返運営費交付金等に計上された減価償却費相当額を、収益科目である資産見返運営費交付金等戻入に振り替えることにより収益化します。これにより減価償却費と収益化額が均衡することになります。

| 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|
| +30億円 | △30億円 | +30億円 | △30億円 |
| 機械30億円 | 機械の購入により現金が30億円減少 | 教育・研究などを行う義務（負債）30億円分を資産見返負債に振り替え | 機械の購入により、教育・研究などを行う義務（負債）が30億円減少 |

| | 減価償却費 | 資産見返負債戻入益 | | 費用 | 収益 | 利益 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年目 | 10億円 | 10億円 | ▶ | 10億円 | 10億円 | 0円 |
| 2年目 | 10億円 | 10億円 | ▶ | 10億円 | 10億円 | 0円 |
| 3年目 | 10億円 | 10億円 | ▶ | 10億円 | 10億円 | 0円 |

#### ❷資産の減価に見合う金額を純資産の部に直接計上する方法（損益外減価償却処理）

国立大学法人が固定資産を取得するにあたり、国は、国有財産の現物出資あるいは施設整備費補助金の交付等を行うことができるものとされています。国立大学法人会計基準上、資産の更新にあたり出資者たる国により改めて必要な措置が講じられると想定されるこれらの資産の減価償却に相当する額は、実質的には財産的基礎の減少と捉えられます。また、この減価償却相当額は、各期間に対応させるべき収益が存在せず、国立大学法人の運営責任の範囲外にあると考えることができます。したがって、減価償却相当額を損益計算上の費用として捉えることは、国立大学法人の運営状況の測定を誤らせることになるため、国立大学法人会計基準においては、現物出資や施設整備費等補助金により取得した資産について、資産の減価に見合う金額を損益計算上の費用に計上せず、純資産の部に直接計上する方法（損益外減価償却処理）によることとされています。なお、この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限定されています。

【資産購入時の会計処理】
施設整備費補助金で購入した資産など、減価に対応すべき収益の獲得が予定されない資産として特定された減価償却資産を資産計上するとともに、預り施設費（債務）を取り崩し資本剰余金へ振り替えます。国から現物出資された資産は、資本金を増加させます。

【減価償却時の会計処理】
資産の減価に伴い、国立大学法人の業務を確実に実施するために必要な財産的基礎が減少したため、資本剰余金を減少させます。損益計算書を経由せず、資本剰余金を直接減少させるため、損益に影響を与えません。

| 資産 | | 負債 | 純資産 |
|---|---|---|---|
| +30億円 | △15億円 | △15億円 | +30億円 |
| 建物30億円（施設整備費補助金15億円）（現物出資15億円） | 建物の取得により現金が15億円減少 | 建物の取得により、預り施設費（負債）が15億円減少 | 建物の取得により、国立大学法人の財産的基礎が30億円増加 |

| | 損益外減価償却費 | 減価償却累計額 | | 純資産 | 資産 | 利益 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1年目 | 10億円 | 10億円 | ▶ | △10億円 | △10億円 | 0円 |
| 2年目 | 10億円 | 10億円 | ▶ | △10億円 | △10億円 | 0円 |
| 3年目 | 10億円 | 10億円 | ▶ | △10億円 | △10億円 | 0円 |

# 国立大学法人会計の仕組み

## V. 資金の裏付けのない帳簿上の利益

収益と費用を均衡させる国立大学法人会計特有の「財源別処理」や「損益外減価償却処理」を行わないことにより発生した、一定の期間における収益と費用の差から生じた利益を「資金の裏付けのない帳簿上の利益」と呼びます。国立大学法人会計基準では、事業の実施により収入を伴う場合には、当該事業の継続性・安定性を開示するため、経営成績を加味した運営状況の開示が必要とされています。そのため、附属病院における診療業務などは基本的には企業会計と同様の処理となり、Ⅳ.で挙げたような財源別処理や損益外減価償却処理を行いません。

そこで、附属病院収入を財源として購入した資産の購入金額に見合う収益は購入年度に計上されますが、当該資産の減価償却費は償却期間にわたって費用が分割して認識されます。したがって、購入初年度には購入金額と減価償却費との差額分の利益が認識され、購入翌年度から償却期間が終了するまでは、減価償却費分の損失が発生することになります。

このように、「資金の裏付けのない帳簿上の利益」とは、収益の発生年度が費用の発生年度より先行することにより生じる利益であり、次年度以降に発生する損失と相殺されることになります。なお、病院収入を返済財源とする借入金で購入した減価償却資産についても、借入金の返済期間と減価償却期間が異なる場合には同じく、「資金の裏付けのない帳簿上の利益」が生じます。ただし、これと同じことは企業会計でも生じます。国立大学法人会計においては、Ⅵ.で挙げる「運営努力による利益」と区別するために、このような呼び方をしています。

**●病院収入（30億円）を財源として減価償却資産を購入**

| | 資産 | | |
|---|---|---|---|
| 購入時 | | 30億円 | |
| | 病院収益 | 減価償却費 | 資金の裏付けのない帳簿上の損益 |
| 1年目 | 30億円 | 10億円 | +20億円（利益） |
| 2年目 | 0円 | 10億円 | △10億円（損失） |
| 3年目 | 0円 | 10億円 | △10億円（損失） |

**●病院収入を返済原資とする借入金を財源として減価償却資産を購入**

30億円を借りて、病棟を建設した場合　返済期間：20年（均等返済）　減価償却：30年（毎年定額）

| 区 分 | 1～20年 | 21～30年 | 累 計 |
|---|---|---|---|
| 返済に充てられる収益（病院収益） | 毎年1.5億円 | 毎年0円（20年で返済終了） | 30億円 |
| 費 用（減価償却費） | 毎年1億円 | 毎年1億円 | 30億円 |
| 資金の裏付けのない損益 | 毎年+0.5億円（利益） | 毎年△1億円（損失） | ±0円 |

## VI. 運営努力による利益

これまで、国立大学法人の会計では損益均衡を前提とした処理が行われ、損益均衡の例外として、事業の実施により収入を伴う場合には資金の裏付けのない帳簿上の利益が生じる場合があることを説明してきました。ここでは、利益が生じるもう一つの事例を紹介します。

業務の効率化による支出の削減や積極的な自己収入増加を図った結果、支出が収入を下回った場合、ネット・キャッシュフローはプラスになります。同様に、事業が実施されず財源の執行が計画どおりに行われなかった場合にも、支出が収入を下回る結果、ネット・キャッシュフローはプラスになります。これらのケースでは、収益の認識基準の違いにより、認識される利益の金額が異なります。

例えば、費用進行基準で収益を認識する財源については、費用が発生した期間に同額の収益が認識されるため、損益が均衡し利益は発生しません。そして、収入と支出の差額である未使用額は負債として繰り越され、翌期以降の費用発生時に費用と同額の収益が認識されることになり、翌期以降も損益が均衡します。

他方、期間進行基準で収益を認識することが原則とされる運営費交付金等の財源は、収入額の全てを交付された事業年度に収益として認識します。したがって、同じ期間内に発生した費用が収益認識額を下回る場合には、収入と支出の差額である未使用額は利益となり、負債として繰り越されることはありません。

国立大学法人の会計では、このように期間進行基準のもとで支出が収入を下回った場合に認識される利益のうち、特に業務の効率化や経費削減で費用が抑えられたこと等により増加した利益を「運営努力による利益」と呼び、他の要因から生じた利益とは明確に区別するとともに、各大学の経営努力を促すために「経営努力認定」の制度が設けられています。

## VII. 国立大学法人の利益処分等

### ▶ 通常の事業年度

前述したⅥ. で挙げた「運営努力による利益」については、大学の運営努力によるものとして文部科学大臣に剰余金の使途の申請を行い、「経営努力認定」を受けた利益は、次年度以降の教育・研究・診療を充実させるために、中期計画の剰余金の使途に従って使用することが認められています。この「経営努力認定」については、大学が運営努力の成果であると根拠を示した利益について、財務大臣との協議の上で文部科学大臣が認定を行うという制度になっています。

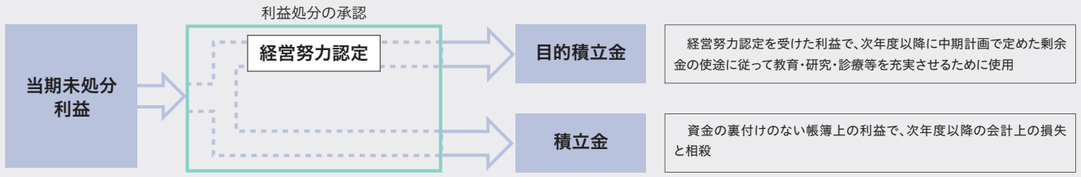


### ▶ 中期目標期間の最終事業年度

中期目標期間の最終事業年度は、通常の事業年度と異なる「積立金処分」という手続きが必要になります。最終事業年度の貸借対照表の目的積立金や積立金、前中期目標期間繰越積立金の残高を全て積立金として整理し、当期未処分利益を含めた積立金の処分を行います。

具体的には、当該積立金を次期中期目標期間に繰り越す合理的理由があるかどうかについて、財務大臣との協議の上で文部科学大臣が繰越承認を行うという制度になっています。文部科学大臣の承認を得たものに限り「（次期）中期目標期間繰越積立金」として次期中期計画に定めた積立金の使途に従って使用することが認められていますが、それ以外のものについては国への返還を求められます。

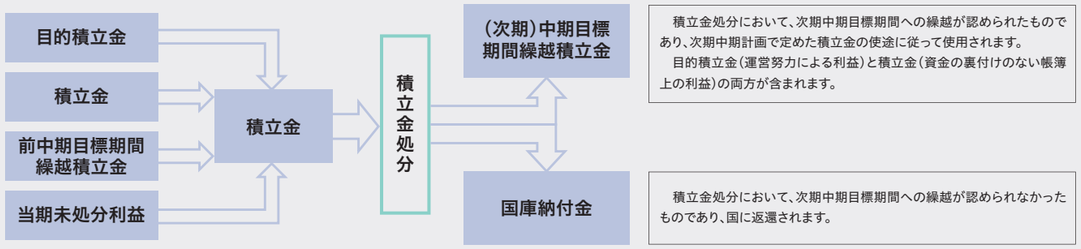


## VIII. 最後に

ここでは、国立大学法人会計と企業会計の会計処理上の主な相違点の背景を、特に損益計算書の観点から簡単に説明します。

企業会計では、獲得した利益により、株主が投下した資本がどの程度回収されたかを把握することが重要であるため、収益と費用の対応関係が重視されます。他方、利益の獲得を目的としない国立大学法人会計では、費用と財源の対比や、費用と成果の対比が重視されます。

費用と財源の対比とは、国立大学法人が提供するサービスがどの財源でどれだけ賄われているのかを対比することです。国立大学法人の損益計算書では、一年間の目的別の活動費用と対応する財源を対比させることで、支援者のみなさまの負担額を明らかにしています。

費用と成果の対比とは、国立大学法人が提供するサービスによる成果が、活動にかかった費用に見合ったものであるかどうか対比することです。「利益の処分に関する書類」において運営努力による利益を開示することで、業務効率化の成果を明らかにしています。

教育研究を主たる業務とする国立大学法人の活動成果を金銭価値で測定することは容易ではありません。そこで本学では、中期目標・中期計画・年度計画・事業報告および国立大学法人評価委員会による評価結果を公表しています。財務情報とこれらの情報をあわせてご覧いただくことで、本学の活動成果が費用に見合ったものであるか否かを、支援者のみなさまにもご判断いただけたらと考えています。